

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年6月26日
【事業年度】	第14期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	株式会社イーディーピー
【英訳名】	EDP Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤森 直治
【本店の所在の場所】	大阪府豊中市上新田四丁目6番3号
【電話番号】	06-6170-3871
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼総務部長 高岸 秀滋
【最寄りの連絡場所】	大阪府豊中市上新田四丁目6番3号
【電話番号】	06-6170-3871
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼総務部長 高岸 秀滋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (千円)	449,049	704,258	1,139,979	1,562,260	2,707,217
経常利益 (千円)	19,795	74,140	270,747	527,877	1,280,724
当期純利益 (千円)	8,723	95,056	253,346	374,816	909,628
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	190,000	234,240	477,420	495,170	1,483,815
発行済株式総数 (株)	18,200	18,753	21,453	2,180,800	13,122,500
純資産額 (千円)	717,590	895,596	1,634,943	2,045,259	4,930,502
総資産額 (千円)	1,102,207	1,549,031	2,280,212	2,817,554	6,016,457
1株当たり純資産額 (円)	39,428.05	95.52	152.42	187.57	375.74
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	488.37	10.27	26.31	34.83	72.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	69.21
自己資本比率 (%)	65.1	57.8	71.7	72.6	82.0
自己資本利益率 (%)	1.2	11.8	20.0	20.4	26.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	39.38
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	191,951	440,577	635,000	1,184,225
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	434,012	401,284	545,005	1,886,624
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	309,129	525,955	15,666	1,862,248
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	372,126	948,034	1,066,995	2,239,570
従業員数 (人)	26	31	34	44	56
(外、平均臨時雇用者数)	(6)	(14)	(21)	(21)	(17)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標：-) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	6,050
最低株価 (円)	-	-	-	-	1,500

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 第10期、第11期、第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2022年6月27日に東京証券取引所グロース市場へ上場したため、新規上場日から第14期事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
6. 第13期までの株価収益率については、当社株式が非上場であったため、記載しておりません。
7. 第10期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は、社外から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時雇用者数（嘱託社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 第11期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第10期の数値については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、監査を受けておりません。
10. 2021年10月20日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
11. 2023年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
12. 第14期までの株主総利回り及び比較指標については、当社は2022年6月27日に東京証券取引所グロース市場に上場したため記載しておりません。
13. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、当社は2022年6月27日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。
14. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第13期の期首から適用しており、第13期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社は、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」）のダイヤモンド単結晶製造技術の事業化を目的として、産総研ダイヤモンド研究センター長であった藤森直治（現当社代表取締役社長）を中心に設立されました。

2009年9月	大阪府池田市緑丘一丁目8番31号に資本金10,000,000円で株式会社イーディーピーを設立
2009年10月	営業開始 産総研の研究成果を活用した事業を行う設立5年以内のベンチャーに付与される「産総研発ベンチャー」の称号付与
2010年10月	12.5mm長の長尺工具素材の発売
2011年5月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)・イノベーション推進事業に採択
2011年10月	本社及び本社工場を大阪府茨木市五日市一丁目7番24号に移転
2012年10月	本社及び本社工場を大阪府豊中市上新田四丁目6番3号に移転
2012年11月	1インチ(25x25mm)基板の発売
2013年10月	(111)面(注1)研究用基板の発売
2015年4月	大阪府茨木市横江一丁目17番3号に横江第1工場(現在は横江工場に改称)を設置
2015年11月	Bドーピング層(注2)付き基板の発売
2017年11月	10x10mm種結晶(注3)の発売
2021年12月	本社工場の稼働を停止し、横江第2工場(現在は開発部の拠点に変更)の設置準備を開始
2022年2月	大阪府茨木市横江一丁目2番9号に横江第2工場(現在は開発部の拠点に変更)を設置
2022年6月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2022年11月	大阪府茨木市四丁目26番6号に島工場を設置 横江第1工場を横江工場に改称し、横江第2工場を開発部の拠点に変更

- (注) 1. ダイヤモンド単結晶の利用する結晶面としてよく現れる、代表的な結晶面であります。最も硬い面ではありますが、n形半導体(電子が移動する半導体)を作製する成長工程においては、P(リン)が含有する層を成長させやすいので、半導体関連の研究で使用されます。
2. 半導体材料として使用するには、その物質の中を電子もしくは正孔(通常の状態に比べ電子が足りない状態)のどちらかが移動できるようにすることが必要です。このような2種類の半導体を、n形半導体(電子が移動する半導体)、p形半導体(正孔が移動する半導体)と呼びます。ダイヤモンドは絶縁体ではありますが、半導体化するには、周期律表の 属元素(BやAl)や 属元素(P、As、Sb)を混入させます。n形半導体にはP(リン)を、p形半導体にはB(ボロン)を、結晶内に取り込ませれば(このことをドーピングという)それぞれの特性を持つ半導体となります。中でも、Bドーピングしたダイヤモンドは、広い範囲の電気伝導率の制御が可能で、比較的使用が容易であります。当社は、通常の基板上にBドーピング層を成長させ製品化しております。
3. 種結晶とは人工ダイヤモンド宝石を製造するために、気相合成法(メタンなどの炭素を含んだガスを、何等かの手段で活性化し、1,000 程度の温度でダイヤモンドを生成する方法)でダイヤモンドを成長させるための、元となる結晶であります。当社の主力製品で、代表的には7x7~11x11mmの面積を持ち、0.3mmの厚さの板状のダイヤモンドであります。

3【事業の内容】

人工ダイヤモンドは宝石や研磨剤として広く使われています。1955年に超高压合成法（注1）による人工合成技術が開発され、1981年には気相合成技術が開発され、各種の応用に人工ダイヤモンドが使用されています。宝石については、天然ダイヤモンドが使用されてきましたが、10年ほど前から人工ダイヤモンドが出始め、今では相当量の人工宝石が宝石店やネットで販売されており、このような人工宝石は、LGD（Laboratory Grown Diamond：人工ダイヤモンド宝石、以下「LGD」という。）と呼ばれ、既に欧米のみならず中国やインドでも、市場における認知が進んでおります。

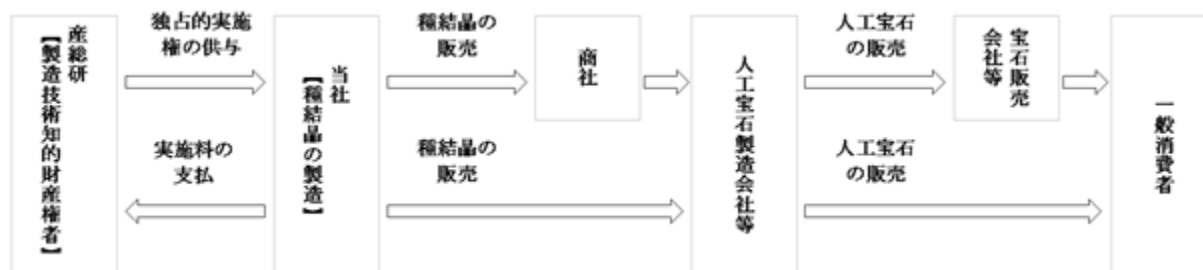
当社はこの人工宝石を製造する手法の一つである気相合成法において、宝石を成長させるための元となる「種結晶」を主要製品として、販売しております。この種結晶を成長させて原石を作り、これをカットと研磨を行い、宝石を作ります。最終的には宝飾品に加工して、消費者に届きます。従って、当社は、LGD市場のサプライチェーンにおいて、最上流のポジションに位置しております。当社は産総研の開発した大型ダイヤモンド結晶製造技術を移転し、それによって種結晶を製造し、人工宝石を製造する企業へ販売を行っております。

当社が販売しております種結晶は、5x5mm～12x12mmの正方形で、厚さが0.2mmや0.3mmの薄い板であります。人工宝石製造会社は、これを気相合成法によって、3～8mmの厚さまで成長させます。成長しますと形状としては粒状の宝石の原料となる結晶（原石）が出来あがります。このような結晶を、カットし研磨しますと、ルース（裸石）になり、これを宝飾品に取り付けます。当社のユーザーは原石を作っている企業であります。多くの場合、原石を製作する企業は、ルースまで製作し、宝飾業者や宝石店に販売しております。

当社は種結晶は直接もしくは商社を通じて人工宝石製造会社等に供給し、そこでできた宝石は、直接もしくは宝石販売会社等を通じて消費者に販売されております。一方、当社の生産技術は、産総研が開発した手法を元にしており、この技術の知的財産権は産総研が有し、当社は特許等実施許諾契約（契約期限2023年10月31日）を締結しており、当該契約に基づき、他の製品を含み、販売した製品金額から算出した実施料を、産総研に納入しております。

当社のこのような事業は、グローバルに展開していますが、その事業系統図を以下に示します。

当社種結晶の事業系統図



宝石や研磨剤は、粒状のダイヤモンドを利用していますが、電子部品や光学部品等として利用する場合は、通常は板状の材料を使用しております。当社は、ダイヤモンドの単結晶を、ガスから成長させる人工的な手法で製作し、これを電子材料の分野などへ工業材料として販売しております。板状の単結晶ダイヤモンドを製造できることが大きな特徴です。これによって、砥粒分野以外の応用分野にとっては適用しやすいとともに、当社が採用する気相合成法以外の他の製造手法や競合他社に比べ大型の単結晶が製造できるという、優位性を持っております。

現在では、当社の製品は、次第に一般的になってきている人工宝石生産に用いる元となる結晶（以下、「種結晶」という。）、ダイヤモンドを半導体材料として様々なデバイス（注2）へ使うための基板、高発熱のデバイスを冷やすための材料（ヒートシンク）、原子レベルまでの精度が要求される精密加工切削工具等の分野において利用されております。当社はこれ等の分野へ製品を開発し、出荷しております。人工宝石を製造するための種結晶が、主要な製品となっており、2023年3月期売上高の95.4%を占めております。

ダイヤモンドは硬度が最も高いことから、従来から、石材などの硬質材料を切断、研磨する砥石として広く使われており、このための微小（0.3mm以下のもの）なダイヤモンド砥粒（注3）も、従来から一般的に人工合成技術によって作られておりました。一方で、ある程度のサイズを持ったダイヤモンド単結晶は、宝石としては多くの人の目に入るものですが、切削工具や光学部品として、工業用にはごく少量しか使われておりませんでした。最近になって、人工合成手法によって、ダイヤモンド宝石材料を製造する技術が完成し、大量の生産が行われるようになりました。当社のダイヤモンド単結晶は、この製造において重要な役割を果たす種結晶として使用されております。

当社のダイヤモンド単結晶製造技術は、産総研によって基本技術が生み出され、当社がこれを実用化するために、数々の開発を進めてきました。産総研はこの技術について基本的な知的財産権を持っており、当社は「産総研発ベンチャー」としてこれらの知的財産権の独占的実施権を有しております。

なお、当社はダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(1) 当社の製造技術

ダイヤモンドの人工合成技術

ダイヤモンドは一般には天然に産するものと考えられていますが、現在使用されている工業用ダイヤモンドのほとんどは人工合成で製作されています。ダイヤモンドの人工合成法は1955年に超高压合成法が確立し、その後当社が採用する気相合成法を含む他の2種法が登場しました。

この中で気相合成法は、メタンなどの炭素を含んだガスを、何等かの手段で活性化し、1,000 程度の温度でダイヤモンドを生成する方法であります。1981年に、日本の無機材質研究所（現在の研究開発法人物質材料研究機構）が発表して、その後多くの研究者が取り組んだ手法です。気相合成法とは物質形成手法の一つで、基本的には気相（ガス）から物質が生じる現象を利用します。気相へ元素を取り出す方法が2種類あり、物理的な手法（Physical Vapor Deposition；PVD）と、化学的な手法（Chemical Vapor Deposition；CVD）の2つに分類されます。この内、CVD法のみでダイヤモンドを生成することができます。

CVD法では、ガスを原料として使用し、温度を上げる方法やその他の手段により、目的の物質を作り出すための反応を促進します。ガスの活性化の手段の一つが放電現象によって発生するプラズマ（注4）であり、プラズマを利用することで、目的の物質を作り出すことが可能であります。当社は、ダイヤモンドを成長させる手段として、プラズマを利用する「プラズマCVD法」を使用しております。

プラズマCVD法以外のいずれの手法でも、金属やセラミックス上にダイヤモンドを形成できますが、その場合は多結晶（非常に小さい単結晶粒子が固まったもの）のダイヤモンドとなります。単結晶のダイヤモンドを成長させるには、ダイヤモンド単結晶の上に成長させる必要があります。CVD法の中には、成長したダイヤモンドに、金属などの不純物が結果的に混入してしまう手法があります。当社のような単結晶を利用する製品用途では、純粋なダイヤモンドを成長させることが必要で、そのために成長させるための手法は限定されます。また、厚さ方向への成長速度が速すぎると、結晶が乱れることがあり、成長速度を制御できることも重要な要素です。

不純物の混入がほとんどなく、成長速度を制御できる方法は、プラズマCVD法です。この方法は、反応ガスを放電などで生成するプラズマによって分解するもので、プラズマ生成手段は色々ありますが、当社は、代表的には2.45GHzの電波であるマイクロ波（注5）を採用しております。

各プラズマ発生源（装置）がダイヤモンド成長にとって有効であることは確かめられていますが、安定性と不純物制御の観点から、当社はマイクロ波を選択しています。使用できるマイクロ波の周波数は電波法などで管理されており、2.45GHzもしくは915MHzを使うことができます。当社は現在、2.45GHzのマイクロ波を使った装置で、ダイヤモンドを成長させています。この装置では、概ね直径5cmの領域に、ダイヤモンドを形成できることが知られています。この装置の大きな特徴は、長時間の運転を安定して行うことができることや、数mmといった厚いダイヤモンドを製造することができることであります。

ダイヤモンド単結晶を成長させる技術

単結晶とは、一つの結晶（構成する分子が規則正しく並んでいる状態）でできているもので、天然に産するダイヤモンドはほとんどが単結晶です。多結晶は、微小な単結晶が集まったもので、結晶と結晶の隣り合う部分は結晶粒界と呼ばれています。

ダイヤモンド単結晶を、CVD法のダイヤモンドが成長できる条件下に置くと、その上を覆うように単結晶が積み上がってきます。成長させるための結晶を「親結晶」と言い、成長した結晶を「子結晶」と称します。成長した子結晶は、成長させた親結晶と同じ原子配列となるので、成長後には一体の単結晶となります。成長装置としての限界はありますが、数mmといった厚さまでの成長は、各種の成長装置で実現しています。

単結晶の成長速度は1時間当たり1 μ m～20 μ mとされています。つまり、1mm程度の厚さを作るのに、50時間（20 μ m/時間）～1,000時間（1 μ m/時間）が必要な成長速度です。成長速度によってでき上がった結晶の特性は変化し、遅い成長速度である程、高品質の結晶が得られます。成長速度が遅ければ、成長に要する製造コストは高くなります。従って、求められる結晶品質によって、成長の条件を選択することが重要です。

気相成長した結晶の品質は、成長速度だけで決まるのではなく、混入する不純物や子結晶を成長させる親結晶の品質によっても左右されます。不純物としては窒素（N）が代表的な元素ですが、成長中の反応ガスに含まれる窒素濃度が変化すれば、広い範囲の結晶品質の変化が見られます。高窒素濃度の成長では、見た目にも黒くなり、結晶品質が悪くなります。また、親結晶に結晶欠陥が多数あると、成長した結晶にこの欠陥が引き継がれます。引き継がれる程度は、成長条件によってある程度制御は可能ですが、よりよい親結晶を使うことは、よりよい子結晶を成長させることとなります。また、同じ成長条件で同じ親結晶を使っても、成長前の親結晶の表面が汚れていれば、それが子結晶の品質悪化の原因ともなります。

多くの半導体材料（シリコン、ガリウムヒ素、炭化ケイ素等）は、小さな種結晶を成長させて大きくしており、シリコンの場合では30cm（12インチ）の直径を持つ単結晶ウエハも製作できます。ダイヤモンドの気相からの成長では、この様に結晶の面積を拡大する方法は見つかっていません。すなわち、あるサイズの親結晶から成長させても、親結晶のサイズより大きくはならず、ただ単に厚さが増すだけです。従って、ダイヤモンド単結晶の成長では、必ず最終的に必要なサイズの親結晶を使う必要があります。

単結晶を大型化するには、結晶の成長方向を変えて、繰り返し成長することが唯一の方法です。当社でも4x4mm程度の小さな元結晶から、成長させる方向を6回ほど変更することで、12x12mm以上の面積を持つ大型単結晶を作製しています。しかし、この手法を使っても、装置内でダイヤモンドが成長できる大きさには限界があり、作製できる形状も限られます。また、複数回の成長を繰り返すため、大型結晶にするには非常に長時間の成長を安定的に行うことが必要です。

このようにして成長したダイヤモンドは、原子の配列が完全なダイヤモンド単結晶であり、不純物を少なく制御できれば、純粋なダイヤモンドとなります。宝石として使用されている天然ダイヤモンドのほとんどは、0.2%程度窒素を含有していますが、上記のように製作したダイヤモンドは、窒素量を0.0001%以下（1ppm）まで制御することが可能です。純粋で欠陥の少ないダイヤモンドほど、宝石としての価値も高くなりますが、高品質が必要となる半導体材料や光学材料としても適した性質を実現しています。

当社の大型単結晶製造技術

当社は産総研の技術を基にして、量産技術を確立してきました。産総研の開発した大型単結晶の製造技術は、以下の2つの特徴ある技術によって構成されており、その特許を産総研が保有しています。

- a. イオン注入法（注6）を用いた、成長した単結晶の親結晶からの分離技術
- b. モザイク結晶の製造法（複数の単結晶を接続し、大面積の疑似単結晶を製作する技術）

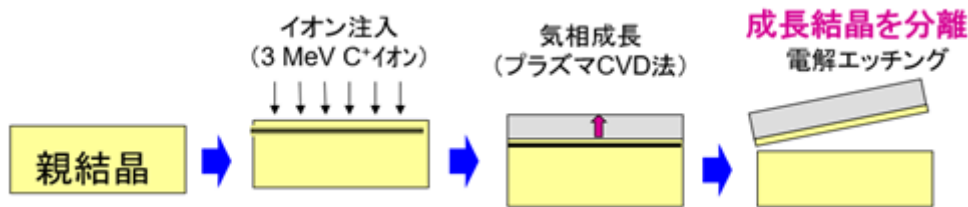
以下、これらの技術について概要を説明します。

a. イオン注入法を用いた、成長した単結晶の親結晶からの分離技術

上記のように、ダイヤモンド単結晶上にダイヤモンド単結晶を成長させると、一体になった単結晶ができます。親結晶と子結晶は、同じ結晶であるので境界は存在しません。子結晶を親結晶から剥がさなければ、親結晶をもう一度使うことができません。ダイヤモンドの切断は、レーザーによって行うことができるため、成長したダイヤモンドをレーザーによって切り離すことが考えられます。

数mm程度の小型のダイヤモンドをレーザー切断するのは短時間で可能で、大出力のレーザーも必要ありません。切断部分10x10mmといった大きさになると、レーザーがダイヤモンドに入り込む深さが限定されますので、切断に非常に長時間を要します。このことによって、切断コストが高くなるだけでなく、工業的に切断できる大きさに限界があります。ダイヤモンドデバイス生産で要求されているのが2インチ（5cm）ウエハと呼ばれる円盤状のダイヤモンド単結晶で、この場合は直径5cmを横に切る必要があり、実現はかなり難しいと考えられています。そこでレーザー切断以外の方法で、以下の図に示す成長した結晶を切り離す技術を開発しました。

親結晶からの分離技術



その方法は、イオン注入を用いて、切り離す方法です。イオン注入は、非常に高いエネルギーに加速したイオンを、物質表面にぶつける手法で、半導体デバイスの製造などで使用されています。この方法で注入したイオンは、表面から侵入して、イオンが止まった部分で結晶を崩し、欠陥が多い領域を作ります。しかし、最表面はイオンが通過することができるので、結晶は崩れておらず元の整列した状態を維持できます。どのような深さまで侵入するかは、イオンの種類、イオンのエネルギー、注入する相手物質の結晶構造によって異なります。

ダイヤモンドの場合は、 C^+ （炭素原子の電子が一つ少ないイオン）を使ってイオン注入することで、不純物の心配がなく処理が可能です。1 MeV（メガエレクトロンボルト；1,000,000Vの電圧で加速した状態）の C^+ イオンは約1.2 μm の深さに侵入し、その周辺の結晶を崩します。上記のように、これでも最表面は結晶が元のきちんとした整列状態を維持しています。

マイクロ波プラズマCVD法で、このイオン注入した結晶の表面にダイヤモンドを成長させると、最表面の結晶が崩れていませんので、ダイヤモンド単結晶が成長できます。所定の厚さまで成長させた後でも、この親結晶と成長した結晶は、離れていません。これを、電気化学的な手法を用いて、結晶が崩れた薄い部分を除去します。そうすると、先に成長したダイヤモンドが親結晶から分離して、板として取り出すことができます。

イオン注入によって結晶が崩れる部分は、わずか1 μm 程度の薄い層ですので、エッチングによって喪失する部分はごくわずかです。従って、親結晶はこの分離作業が完了した時、イオン注入前の形状と同じ状態となります。その表面に再度イオン注入を行って、同じような手順で新たな子結晶を作製することも可能です。分離した子結晶は、基本的には親の結晶と同じ形状ですので、板状です。厚さは成長時間で制御できますので、必要な厚さまで成長を行えばいいということです。

この手法は、面積が大きな親結晶を使っても、同じように実現することができます。すなわち、大型の親結晶が製作できれば、その後は、そのサイズを次々に製作できます。デバイスの製作を目指すなら、2インチ（直径5cm）の親結晶を開発できれば、2インチの薄い板が製作できます。

b. モザイク結晶の製造法（複数の単結晶を接続し、大面積の疑似単結晶を製作する技術）

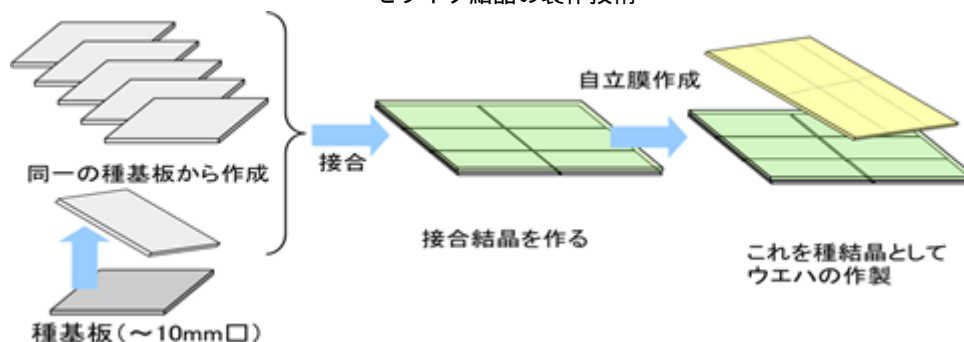
2インチのウエハを作るために、2インチの単結晶を作る必要がありますが、これはまだ実現していません。現実的には、10x10mmの単結晶が最大級の形状であり、2インチにするためにはこれを接続して、2インチの大きさにすることが考えられます。そこで、横方向の接続方法が開発されました。

上記の分離技術を使い、同じ親結晶から複数枚の子結晶を作製します。この子結晶を横に並べ、その上にさらにダイヤモンドを成長させると、複数の子結晶は新たに成長した部分でつながります。このようにして、1個の結晶ではなく、複数個の連結した結晶を得ることが可能です。当社ではこのような連結した結晶のことを「モザイク結晶」と呼んでいます。

モザイク結晶を作る際の問題はモザイク結晶の連結部分の結晶の品質にありました。連結部分はいわゆる結晶粒界になるのですが、この状態が悪くなると、その部分に多結晶ができ、見た目にも黒い線ができます。隣り合わせる結晶は、表面の結晶方位（注7）を合わせなくては、きれいに接続できませんが、それでも微妙な結晶方向の違いが発生するために、境界をきれいにすることは難しいことが知られています。

産総研の開発した技術は、以下の図に示すように、複数個の結晶を同じ親結晶から、上記の技術を使って分離します。

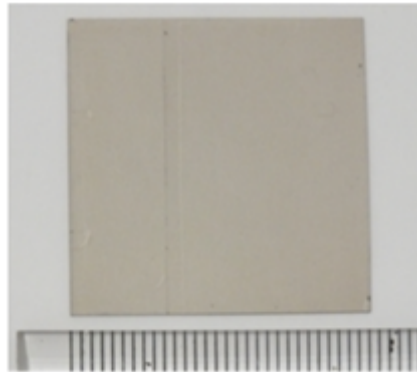
モザイク結晶の製作技術



同じ親結晶から複数個の結晶を作ることによって、結晶面の揃った複数個の結晶を得ることができます。これを横に並べ、その上に成長させることによって連結し、境界がきれいなモザイク結晶を得ることができます。以下の図（30x30mmの

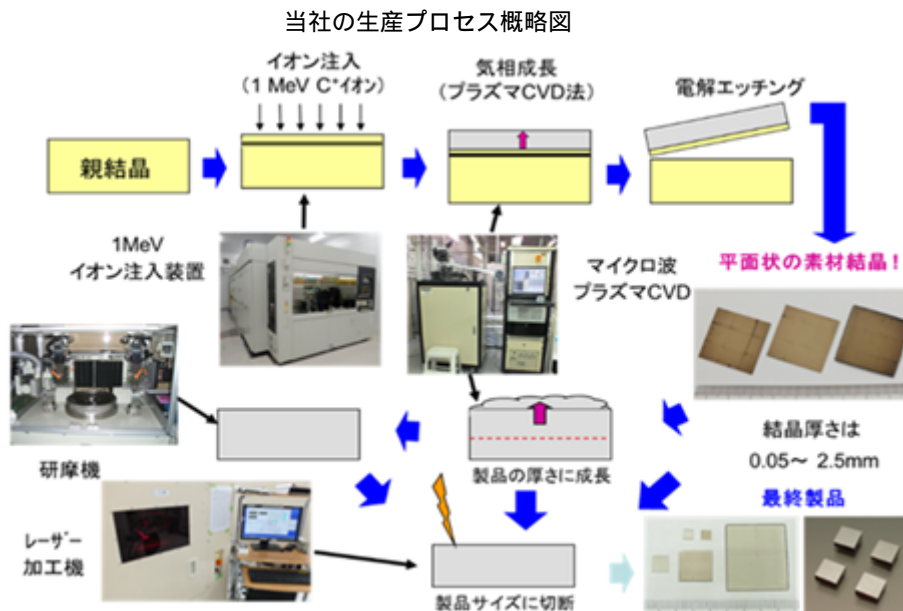
モザイク結晶の写真)はこのような当社のモザイク結晶の例であります。9個の約10x10mm単結晶が接合され、30x30mmの大きな一つの結晶として扱うことが可能であります。

30x30mmのモザイク結晶の写真



生産プロセスへの適用

当社の生産プロセスの全容は、以下の図のとおりであります。



当社の生産技術で重要なことは、作製したモザイク結晶を使って、親結晶からの分離技術を使い、同じサイズのモザイク結晶を作ることです。いわばモザイク結晶の複製を続けることで、多くの同じサイズのモザイク結晶を製作しております。結晶粒界の内側は、単結晶であり、その部分を切り取れば、単結晶の製品とすることができます。

モザイク結晶を親結晶として、親結晶からの分離技術によって、比較的薄い板を製作します。製品ごとにダイヤモンドの厚さへの要求は異なりますが、厚い場合はこれを積み増して、所定の厚さとします。

所定の形状への切断は、レーザーで行っています。丸や四角形等の形状を、数10 μ mの長さ精度で切り出すことができます。製品によっては表面の研磨が必要で、当社はスカイフ(注8)と呼ばれる手法で、10 μ m程の粒径を持った砥粒を研磨剤として使った手法を取っております。

イオン注入を用いて成長した結晶を分離する手法は、個々の単結晶を使っていると、煩雑となるため、当社は複数個の単結晶を接合したモザイク結晶を使用しています。すなわち、上図の親結晶は、10x10mmの単結晶が2~9つ接合したモザイク結晶となります。完成する薄板も、同じように2~9個の単結晶が接合したモザイク結晶を得ることができます。

親結晶は、複数回使用することが可能ですが、表面状態が悪くなれば、再研磨を行ってきれいな表面に仕上げます。何度かこれを繰り返すことができ、一つの親結晶から20個以上の子結晶を得ることも可能であります。しかし、永久に親結晶を使えるという訳ではなく、ある程度使用しますと割れたり、大きな欠陥が入ったりしますので、そのような状態になれば、親結晶としての使用を止めます。

親結晶は常にイオン注入する面の状態を、良い状態にすることが必要であります。イオン注入を経て、分離が終わると、新しい子結晶の特性は、親結晶の表面状態の影響を強く受けます。親結晶の管理は、当社製品の特性を良好に保つために、重要な管理項目であります。当社は単結晶製品を大量に製造していますので、このモザイク親結晶を多数保有し、これらを次々に生産プロセスに投入し、分離したモザイク子結晶材を使って製品を製作しております。

成長はマイクロ波プラズマCVD法と呼ばれる手法で、安定的に良質の単結晶を成長させることができます。成長を薄い状態で止めれば、薄い素材ができます。また、一旦分離した素材をさらに積み増して、厚い素材を作ることもできます。現在のところ、製作できる結晶の厚さや大きさは、以下のような範囲です。

a. 大きさ：1 x 1 mm ~ 30x30mm (モザイク結晶を含む)

b. 厚さ：0.03mm ~ 3 mm

モザイク結晶を構成する基本的な単結晶は、ほぼ10x10mmですので、単結晶で製作できる最大の大きさを10x10mmとしています。それ以上の大きさの場合は、複数個の単結晶を組み合わせたモザイク結晶です。

(2) 当社製品の特長

当社の単結晶は、上述の生産工程に関連して、以下に示すような特長を持っています。

大型の単結晶

当社は、大型の単結晶を、大量に製造することができます。10x10mmの四角形の単結晶、30x30mmのモザイク結晶を製作できます。

板状の形態

ダイヤモンド単結晶は、通常は粒子状です。用途の多くは板状で使用するため、粒子から板を切断によって製作することが求められます。これに対し、当社の単結晶は、元々板状で製作しますので、このような工程が必要ありません。このために、板状の製品を製作するコストが安くなります。

広い厚さ範囲

当社の生産プロセスにおいて、成長させる結晶が薄いうちに（短時間で）成長を止めれば、薄板を製作できます。一方、ある程度の厚さの板を作った後で、追加の成長を行えば厚板ができます。当社の生産手法は、板厚に対する制限がほとんどないところが特徴で、板厚0.03 ~ 3 mmまでの2桁の範囲の製品を生産することが可能です。

様々な仕様の基板

ダイヤモンドデバイスの研究開発は、未だ基礎的な研究段階です。このため、研究者ごとに必要な基板が異なりますが、当社はこれに対応できる様々な仕様の基板を製品化しています。高品質の基板、半導体層を基板上に形成したものの、表面の結晶面を特定したもの、等々を生産することができます。

<用語解説>

番号	用語	意味・内容
注1	超高压合成法	プレス等の装置を用いて、数万気圧の状態を作る手法をいいます。金型などを用いて、超高压条件に置きたい物質を閉じ込め、圧力を伝える物質を通して、プレス等の圧力をその物質に伝えます。ダイヤモンドの超高压合成法は、5万気圧で1,500 という極限の条件で、金属中に溶けている炭素が、ダイヤモンドに変換されます。
注2	デバイス	広義には電子機器や部品を指します。ここでは、主として動作する部品、とりわけ電子や正孔によって動作する半導体素子（論理素子、アンプ、センサー、発光素子等）を表しております。
注3	砥粒	硬いものを削るために、硬質物質を金属やプラスチックで固めた砥石に使用する粒状の硬質物質の総称であります。また、研磨剤として粒子のまま使用することもあります。ダイヤモンドの場合は、代表的には0.005～0.3mmの直径を持つ粒子を使用します。
注4	プラズマ	物質の4態の一つで、気体よりもさらに高温の条件で現れます。気体の段階では分子は維持されていますが、プラズマになると、分子から電子が出るなどして、帯電粒子が生成されます。イオンも混在することで、反応が起こりやすくなります。プラズマの中にも段階によって異なる形態があり、当社が使用しているプラズマの状態は、非平衡プラズマと呼ばれております。このプラズマでは、分子と電子やイオンは温度が異なっております。プラズマの生成は、ほとんどの場合何らかの放電現象を用いております。
注5	マイクロ波	波長が1mm～1mを持つ電波の名称であります。周波数では300MHz～300GHzであります。加熱や通信に用いられる電波で、工業的に利用できる帯域が決まっております。広く利用されているのは電子レンジで、2.45GHzの周波数であります。ダイヤモンドを合成するために使う電波としては、この2.45GHzと915MHzの2種類があります。
注6	イオン注入法	イオンとは、通常の状態の原子が、電子を放出するか、余分に電子をもった状態で、+もしくは-の状態になっています。このような状態であれば、+極もしくは-極に引き寄せられます。引き寄せる電圧を高くすると、イオンは高速で移動し、高いエネルギーを持ちます。このような高いエネルギーを持ったイオンを、物質にぶつける手法を、イオン注入法と呼びます。高いエネルギーを持ったイオンは、非衝突物質に打ち込まれ、次第にエネルギーを奪われて停止します。ぶつかった部分は、イオンによって物質の結晶が壊されますが、イオンの量によって結晶の破壊程度は異なります。当社の場合には、炭素イオンを用いて、ダイヤモンドの表面から数μmの範囲にまで侵入し、ごく表面以外はダイヤモンドの結晶を壊し、カーボン状にしてしまいます。
注7	結晶方位	原子が整列した結晶では、並び方によって異なる面ができます。この面の向きを方位といいます。方位が異なっているということは、異なった面が対象となっているか、同じ面でも向いている方向が違っている、ということでもあります。ダイヤモンドの場合は、(100)面と呼ばれる面で成長し、その側面も(100)面となるようにしています。この側面の向きが異なることで、接続部の品質が低下します。方位を完全に合わせるのは大変難しいのですが、モザイク結晶の作り方はこの問題を簡便に解決できる方法であります。
注8	スカイフ	ダイヤモンドの研磨を行う最も一般的な手法であります。鋳鉄(いもの)の円盤の上にダイヤモンドの粉末状研磨剤を油で固定します。この円盤を高速回転(数1,000回転/分)して、その上に削りたいダイヤモンドを押し付けます。ダイヤモンドの表面は、1,500以上の高温となりますので、ダイヤモンドの粉末で削る効果と、高温で鉄とダイヤモンドが反応する効果の2つが並行して起こり、ダイヤモンドを研磨します。

4【関係会社の状況】
該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
56 (17)	46.1	3.8	5,003

- (注) 1. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
2. 臨時従業員には、嘱託社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与には、臨時雇用者数は含まれておりません。
5. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社には、従業員の一部が加入している労働組合が結成されておりますが、従業員代表や労働組合と賃金等の労働条件について適宜協議・合意等を行っており、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び退職すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、優れた特性を持つダイヤモンドの広い応用によって、様々な分野でのイノベーションの創出を進め、地球規模での地球環境維持や社会問題の解決を通じ、世界への貢献を目指しています。

当社で活動する従業員が、健康で充実した日々を送れるよう、様々な施策を講じています。また、株主や顧客、取引先などのあらゆるステークホルダーへの責任を果たすことを、経営方針としています。

(2) 経営環境等

当社の事業は、基本的には人工合成のダイヤモンドを販売する材料ビジネスですが、ほとんどがダイヤモンドの新しい応用を目指す分野に向けられています。天然のダイヤモンドは形状や組成が広い応用に適さないことから、人工合成のダイヤモンドを使った開発が進められています。また、伝統的な分野である宝石についても、人工合成への転換が進んでおり、これに伴って多数の企業が設立され、活発な市場環境となっています。

工具用素材としての利用は、既存市場と言えますが、その市場規模は安定的であります。しかしこの市場は種結晶や基板及びウエハの市場と比較して低い価格水準であり、当社が幅広く参入する環境ではありません。宝石及び工具用素材以外の応用については、未だ創成期にあるため市場規模が小さく、個々の案件ごとの対応になっております。2インチウエハなどのインパクトのある製品が実用化できれば、大きな展開が可能となると考え、開発に注力しております。

現在製品を供給している分野について、市場環境を以下に示します。

人工ダイヤモンド宝石製造用の種結晶市場

a. 人工宝石の製造と市場

人工ダイヤモンド宝石は超高压合成法と気相合成法によって製作されるダイヤモンド宝石です。ダイヤモンドとしては、天然に比べ不純物が少なく純粋で、無色だけでなくピンク、ブルー、グリーン等の色がついたものも発売されています。宝石関係の有力紙「Jeweller」の2021年12月号では、LGD市場規模が既に20億ドル（130円/ドル換算で2,600億円）に達しており、その後も年率15%以上で成長する、と予測しています。このようにLGDは大きな市場を獲得し、さらに高速で市場拡大が進むと見られます。一方、生産量の拡大によって価格低下も進行しております。欧米においては、天然ダイヤモンドの採掘による自然破壊や、以前から指摘されている鉱山における児童労働等の問題があるため、人工ダイヤモンドのSDGsにおける優位点を意識する消費者が増加しております。これに対応して、宝飾店においても人工宝石を積極的に販売するところが増加しております。

気相合成法で作る人工ダイヤモンド宝石は、超高压法で製造される宝石に比べ、高品質で大型です。このため、人工宝石に参入する企業の多くは、気相合成法で製造しております。

b. 必要とされる種結晶の製造

この気相合成法で製作している宝石は、製作するに際して種結晶が必要とされます。通常は0.2mmないし0.3mm厚の薄い単結晶を種結晶として使用し、3～8mmの厚さに成長し、これをカット、研磨して宝石に仕上げます。

気相合成法では、結晶の成長は厚さ方向のみ成長するため、面積方向の成長がほとんどありません。このため、成長によって種結晶の形状からの面積的な拡大が無く、最も一般的なブリリアンカットの宝石では、厚さと形状の関係が一定であるため、種結晶形状が宝石の大きさ（カラット数）を決定します。

このように、種結晶のサイズが、最終的に宝石となるダイヤモンドの大きさを決めるため、大きな宝石の製造を目指すには、大きな種結晶が必要となります。

人工宝石市場では、大型宝石の出荷が活発となっています。天然ではほとんど市場に出ていない5カラット以上の宝石を目指す動きもあって、当社は大型種結晶のニーズがあると見込んでおります。当社は5×5mm～12×12mmの広い範囲の形状を持つ種結晶を製作できます。現在では成長装置を数百台も保有する人工宝石製造会社が複数あり、これらの会社が必要とする月当たりの種結晶は1,000個を超える場合もあります。このような大量の種結晶を、品質の揃ったものとするためには、生産技術の安定が必要です。

c. 種結晶ビジネスの競合

当社は種結晶を独自技術により製造し人工宝石製造会社等に販売しておりますが、当社の販売先である人工宝石製造会社の一部が、成長した結晶を薄く切断して、その表面を研磨することで、種結晶を製作しております。その場合には、当社と競合することになります。この手法の製造コストは、現時点では当社より高いと判断しております。また、金属等の基板上に成長した疑似単結晶を、種結晶として製造している企業もありますが、種結晶としての性能は当社種結晶より劣ることが判明しております。

基板及びウエハ

ダイヤモンドの優れた半導体特性を生かすデバイス開発に必要な、基板やウエハを供給しております。ウエハについては、未だ市場ができていないものの、基礎研究やデバイスの研究開発用に各国の研究機関や企業に販売しております。最終的には、2インチ以上の口径を持つウエハが必要ですが、現時点では基礎研究段階であり、10x10mmを最大とする単結晶基板もしくは、30x30mmまでのモザイク結晶基板を販売しております。当社は、単純な基板だけでなく、結晶方位、基板上に半導体層を形成したエピ基板、結晶品質を制御した基板等の多様な要求に対応できる製品群があります。当社はモザイク結晶で大型化の先頭に立ち、ウエハ市場の創成をけん引して参ります。

光学部品及びヒートシンク

ダイヤモンドの持っている高熱伝導率や、光やX線を透過する特性を利用し、デバイスの除熱や、各種計測器、放射光施設等の部品などに利用されております。

5Gシステムに代表される先端通信分野では、高発熱デバイスの使用が必要で、熱を除去して安定的なデバイスの動作をするため、ダイヤモンドの利用検討が進んでおります。また、検査機器で使用するX線発生装置の小型化に伴い、X線を透過する窓としての利用が開始されており、当社製品が使用されております。これまでの市場は、散発的に開発される部品の供給にとどまっていたが、X線用窓が量産に移行した等の新しい動きがあります。当社が狙って開発している光学部品には、一定の市場が見通せるものもあります。

工具素材

ダイヤモンド単結晶を利用する切削、耐摩耗工具は、相手材料が限定され、特殊な加工に限られております。また、工具素材の全市場では、ほとんどが超高压合成単結晶を使用しております。超高压合成単結晶のサイズが限定されていることから、当社の大型結晶への要求があります。なお、工具素材については、積極的に販売拡大を行わない方針であります。

(3)目標とする経営指標

当社は先端技術を使っている製造業であり、製造設備への投資を継続的に行っていく必要があります。このために、高い利益率を維持し、確固たる資金調達手段を保持することが重要と考えられます。このような観点から、主な経営指標として、以下の経営指標を重視しております。

売上高成長率
経常利益率
ROE
自己資本比率

(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、優れた複数の物性を兼ね備えるダイヤモンドを広く利用できるように、その特性が発揮できるダイヤモンド単結晶を供給しております。現在、主としてLGD生産用の種結晶を出荷しており、LGD自体の市場は継続的に拡大しております。この市場において、これまで以上のプレゼンスを発揮することが、当社の発展の要となると考えております。さらに、半導体デバイス、ヒートシンク、光学部品の分野で利用される製品を販売することも目標としております。この目標を達成するために、以下の事項を課題として認識しております。

市場情勢の入手・解析

LGDは基本的には宝飾品市場であり、原料を供給する立場である当社には、全体像が見えにくい状況です。企画担当を充実させ、各種の市場調査や当社ユーザーからの状況聴取を積極的に行い、市場全体を俯瞰できるだけの情報を獲得し、これを社内において解析して、戦略の立案に供する必要があります。

また、半導体デバイス等の新しい市場については、学会等からの情報によって、技術の進捗状況を正確に把握し、当社の技術開発戦略を構築する必要があります。また、技術分野ごとに特許の状況を正確に把握することも重要で、専門の情報提供機関を利用することを含め、検討をしております。

技術開発

当社のビジネス分野では、多くの技術で優位な地位を築いており、今後もこの地位を維持することが重要であると認識しています。製品そのものだけでなく、製造技術や評価技術等幅広い分野での研究開発活動が必要です。当社の規模がまだそれほど小さくなく、十分な研究開発活動が出来ない分野においては、大学、公的研究機関及び他企業と連携することで、カバーする範囲を広げる必要があり、場合によっては、委託研究や共同研究を通じて、高度で先進的な技術を習得することも進めてまいります。

生産の効率向上（コスト低減）

当社の主力商品である種結晶においては、近年競合する企業が出ており、早晚価格競争が起こる可能性があります。また、LGD自体の市場規模の拡大及び販売価格の低下から、原料である種結晶の値下げが、ユーザーから強く要求されることを見込んでおります。

すでに当社は、不断の生産技術の改善によって、直近の2年間において生産効率を2倍まで向上させてきました。しかし上述の状況を鑑み、より一層の生産効率の向上が必要であると認識しております。このため、生産部並びに開発部が、今まで以上に連携して生産効率の向上に取り組む必要があります。

人材育成

上場企業としてのガバナンスの強化、生産体制の維持と発展、新規技術の開発、新たな営業活動等のために、必要な人材の確保が急務であります。当社はこれまで必要な人材を外部から採用してまいりましたが、当社の活動に適した人材を育成することが、重要になってきました。これを進めるために、教育システムを構築し、長期的に当社を担う人材を養成してまいります。

ダイバーシティーの重視

当社はESGを重視する経営方針の中で、ダイバーシティーを意識して、女性の管理職への登用や障害者の雇用等を進める必要があります。特に、部長クラス以上の経営陣への女性の登用は急務であると認識しております。また、障害者雇用を開始すべく、検討を進めております。

経営陣の高齢化と後継者の育成

当社の部長以上の経営陣は、60歳以上の比率が高く、将来の後継者の育成とあわせて、年齢構成を検討する必要があると認識しております。また役員についても、平均年齢を下げて、将来の当社を担う経営陣に移行することを検討してまいります。

輸出管理

経済安全保障の観点から、2022年12月に輸出貿易管理令が改正され、半導体材料としてのダイヤモンドが規制の範囲に入りました。当社はこれを遵守し、適切な輸出を行うため、必要な手続きを進めてまいります。また、本件に関する当局と、緊密なコミュニケーションを取って行きます。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) サステナビリティ

当社は、サステナビリティを実現するため、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定める2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsの達成に、LGDの供給を通じて貢献しており、加えて企業行動規範の1つとして、地球環境の保全に貢献する活動に積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に向けて貢献することを定めております。

ガバナンス

当社では、サステナビリティの実現のため、関係各部門がそれぞれの業務分掌に基づき、責任をもって推進しておりますが、原則として四半期に1度の頻度で開催しているリスク管理委員会において、組織横断的に、関係各部門の活動に伴うサステナビリティに関するリスク及び機会を識別し、目標設定を行い、その進捗を管理しております。また、結果については、取締役会に報告しております。

また、後述する人的資本に関する項目以外に、気候変動に関するリスクもテーマとして取り組んでおります。具体的には、当社は、製品の製造過程で多くの電力を消費しており、CO2排出量を削減することは、重要な課題となっております。2023年3月末時点で、本社及び横江工場においては再生可能エネルギーで発電した電力を使用しておりますが、島工場と開発部においては再生可能エネルギーを使用した電力の使用を行っておりません。今後可能な限り早期に、島工場と開発部においても、再生可能エネルギーを使用した電力に切り替える計画です。

また、島工場のCO2排出量削減のため、2024年3月期において同工場に太陽電池を設置し、昼間に消費する電力の一部を太陽電池で賄う計画です。これが実現しますと、同工場の電力使用量の約4.6%の電力を、この太陽電池によって賄うことが可能となることから、引き続きCO2排出量削減に取り組んでまいります。

リスク管理

当社では、サステナビリティに関するリスクを含むリスク全般について、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図ることを目的とし、原則として四半期に1度の頻度で開催しているリスク管理委員会において、発生したリスク及び予想されるリスクの評価や対応等に関する審議をしております。当該リスク管理委員会において、サステナビリティに関するリスク及び機会を識別、評価し、発生可能性と影響度合により、優先順位付けを行って、回避、軽減するか受容するか等の対策の決定を行うとともに、対策の進捗を管理しております。また、結果については、取締役会に報告しております。

(2) 人的資本

当社は、優れた特性を持つダイヤモンドの広い応用によって、様々な分野でのイノベーションの創出を進め、地球規模での地球環境維持や社会問題の解決を通じ、世界への貢献を目指しています。そのために「健康経営」を推進すべく、当社で活動する従業員及び派遣社員が健康で充実した日々を送り、活発に業務を遂行することを支援するために、以下の施策を進めております。

戦略

a．人材育成方針

リスクリングのための講習等受講

当社の各種の業務を遂行するために、各種のスキルが必要であります。技術の変化、法令の改定、業務ソフトの変更等によって、必要なスキルが変化していくため、常に最新の必要なスキルを身に付ける必要があります。このため、社内及び社外において講習等を受講することで、最新の知識を習得し、これを業務に活用していきます。受講する回数は重要な指標となるため、一人当たりの年間受講回数数の目標を設定しております。

b．社内環境整備方針

イ 業務遂行中の無事故を継続する

当社は生産現場を有しているため、事故発生の可能性があります。安全については十分注意をしているものの、対応が不十分であることによって、事故の発生が危惧されます。このために部署ごとに無事故時間の目標を設定して、これを管理しております。2023年3月期は完全無事故でしたが、この年度をスタートとして、無事故労働時間500,000時間の達成を目指します。

ロ 女性管理職比率

当社はジェンダー平等を重要視する観点から、女性従業員の登用を進めております。当社製品は消費者から遠い製造業であるため、とすれば男性中心の活動になりがちです。このような状態を改善するため、女性管理職を登用することを目標として、取り組んでおります。これまで当社では部長職以上の女性管理職が不在であることから、その登用も課題と認識しております。

部長職を2ポイント、課長職を1ポイントとして点数化し、目標値を決定しております。

指標及び目標

当社では、人的資本に係る上記の人材育成方針及び社内環境整備方針について、各施策における指標を設定しておりますが、当面の目標及び実績（2023年3月期）は以下のとおりです。

施 策	到達目標	2023年3月期の実績
無事故時間の積分值（時間）	500,000	144,000
講習受講回数（回/人・年）	2.0	0.8
女性管理職比率（ポイント）	25.0	6.7

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 人工宝石ビジネス市場の状況

当社の最大の製品である種結晶の販売先市場であるLGDの市場は、順調に拡大しております。

宝石関係の有力紙「Jeweller」の2021年12月号では、LGD市場規模が既に20億ドル（130円/ドル換算で2,600億円）に達しており、その後も年率15%以上で成長する、と予測しております。このようにLGDは大きな市場を獲得し、さらに高速で市場拡大が進むと見られます。

従って、当社は、宝飾品としてのLGDの認知が進まず市場形成が遅れることや、短期的に消滅する可能性は、現時点でほとんどなくなつたと考えております。しかし、国内外の経済情勢の悪化や景気動向の減退等の理由により、市場の成長が鈍化したり、市場規模が縮小したりする場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。LGDの販売価格の低下が進んでも、有力な商品が出てこない場合に、次第に需要低減により市場規模が縮小していく可能性はあります。このような市場縮小は、長期間で進むため、当社はその間に他の製品への転換を進めることで、当該リスクを抑えられると考えております。

(2) 特定ユーザーへの過度の依存

当社の売上に占める種結晶の比率は、2023年3月期売上高の95.4%となっております。種結晶ビジネスに対する方針として、長期的な受注によって、半年以上先までの生産状況の確定、生産要員の確保を行うことが可能となります。ユーザーからの要求で当社が生産能力を増強する決断には、ユーザーからの情報の信頼性が必要で、このために大規模なユーザーの確保を優先事項としております。これまでに有力なユーザー数社に対し、長期的な受注をもらうことを条件に、優先的に生産能力を確保することを進めてきました。具体的には、要求量の多いユーザーには、半年以上の発注、今後の設備増設計画の開示、を要請しております。このような当社の要請を受け入れる形で、ユーザー数社との関係が非常に強くなっております。2023年3月期のインド、イスラエルの大手ユーザーへは、種結晶売上の81.3%、全製品売上の77.5%を販売しております。これらの企業の倒産や立地する国や地域の情勢によっては、当社が種結晶を出荷できないといった事態も想定されます。このような事態が発生すれば、大幅な売上の減少により、当社の経営成績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。当社としましては、このような場合においては、他の大口ユーザー及び多数の小口ユーザーに対して販売量を増加させることで、短期間で売上の減少をリカバーする所存です。このような対応措置が採れるよう、小口ユーザーを引き留めることも営業の方針として進めております。

当事業年度において、小型宝石の供給過剰による取引価格の下落により、それまで生産拡大を続けていました当社の大手ユーザー各社からの小型宝石生産用種結晶の受注が減少しました。この事態によって、これまで当社の生産能力の問題で供給することが、少量もしくは全くできなかったユーザーへも販売を開始しました。限定したユーザーのみに販売してきた10x10mm以上の大型種結晶については、需要のある全てのユーザーに販売開始する、という方針変更を行いましたので、上記の大口ユーザー偏重状況は変化するものと考えております。

(3) 知的財産権管理

産総研との独占実施契約

当社の生産技術は、産総研が開発した手法を元にしており、この技術の知的財産権は産総研が有しております。当社は、産総研との間において、当社の製造技術に係る産総研特許の独占的通常実施権の許諾契約を締結しております。当該許諾契約に定める特許権の概要及び存続期間満了日、当該許諾契約の解約事由は、「第2 事業の状況 5. 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。

なお、当該許諾契約について、継続に支障をきたす要因は発生しておりませんが、当社の帰責事由により、当該契約が解約され、独占実施契約の契約期間満了前に終了した場合には、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、独占的通常実施権の契約期間満了後（2023年11月1日以降）は、非独占的通常実施権が特許の存続期間満了日まで付与される契約となっておりますが、他社が産総研に対して実施権を要求すること等により、産総研が他社と非独占的通常実施権を付与する契約を締結した場合は、当該他社は当社の競合となる可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。なお、当社としては、独占実施契約の契約期間満了時に、産総研に対して独占実施契約の継続を申請する予定であり、その際は当社のこれまでの実績に基づき産総研と交渉する方針であります。仮に、他社が産総研から実施権の許諾を受けた場合でも、多くのノウハウの確立や多数の親結晶の作製に年単位の時間が必要と考えられるため、当社が競争優位性を継続して確保できると考えております。

知的財産権の取得方針、侵害等

当社は、生産技術が漏洩することを防ぐため、これまで特許などの出願を行わない方針としておりました。生産技術には多数のノウハウがあり、これが技術の実現には重要なカギとなっています。しかし、製品に関連する特許などについては、当社が権利を保有することが重要である場合が出てきているため、今後はこのような知的財産権について、権利化できるように、出願及び審査を進めてまいります。また、技術的なよりどころとなっている産総研の特許群については、維持及び他社による模倣状況のチェックを行っております。しかしながら、他社との間で知的財産権を巡る紛争

が生じた場合や、他社から知的財産権を侵害された場合には、事業活動に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。主力製品である種結晶については、これまで出願された特許は見つかっておらず、公知となって長期を経過していることもあり、特許上の係争が起こる可能性は低いと考えております。

(4) 生産技術の模倣

当社は、産総研の特許の独占実施契約を締結して利用しております。(契約期限：2023年10月31日、契約に含まれる特許数：国内外の総件数17件、独占実施権の継続はその時点で産総研と協議を予定、独占実施期間終了後も各特許の存続期限まで非独占実施権は継続されます。)当社では、特許の技術による種結晶製造のノウハウを確立するため、産総研と共同研究を行って来ており、製品化までのノウハウについては特許に記載されていないこともあり、他社が容易に模倣することは難しいと考えております。しかしながら、他社が当社の技術を模倣し種結晶等の製造を行うことになった場合、事業活動に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、現在の実施権契約は17件の特許を包括的に締結していますが、個々の特許の存続期限が2024年以降に次々に到来するので、それらの重要性に鑑み、契約書の内容を変化する必要があると考えられます。その時には、当社の事業継続と特許の期限を迎えていない技術の占有状況が維持でき、リスクを最小限とするよう、産総研と契約内容を協議いたします。

(5) 退職者による技術・ノウハウ流出

当社の生産技術には産総研の特許権のほかに生産ノウハウがありますが、当社は漏洩が起こらないよう常に管理を行っており、役職員の退職時には秘密保持誓約書を提出させることとしております。しかし、生産ノウハウ等の情報流出が発生し、他社が当社の生産技術を模倣した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。産総研特許の範囲である基幹技術については、独占実施権で守られておりますので、流出してもリスクは大きくないと判断しております。

(6) 競合他社について

ユーザーが自家生産する種結晶との競合

当社は種結晶を独自技術により製造し人工宝石製造会社等に販売しておりますが、当社の販売先である人工宝石製造会社から取引に際して当社から購入した種結晶から種結晶を再製作しない旨の宣誓書を手入しております。しかし、当社の販売先である人工宝石製造会社の一部が、当社から購入した種結晶を利用して成長させた結晶を薄く切断して、その表面を研磨することで、種結晶を製作しています。その場合には、当社と競合することになります。このやり方の製造コストは、現時点では当社より高いと判断しておりますが、宝石製造会社の技術進捗や購入する装置が安価化することによって、当社の製造コストの優位性がなくなり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。既にこの手法で種結晶を生産しているユーザーもありますが、継続して当社種結晶を購入していることから、生産性などの観点では、リスクはそれほど大きくないと判断しております。

疑似単結晶ダイヤモンドの種結晶への適用

ダイヤモンド単結晶以外の物質を使って、その上に成長したダイヤモンドが、一定以上大きな結晶粒径となる場合があります。疑似的な単結晶と扱う場合があります。セラミック単結晶基板にIr(イリジウム)薄膜を成長させて、これを基板とする場合が知られております。他の手法を用いる場合もありますが、20x20mm以上の大型の結晶を製作できます。この結晶を種結晶として発売している企業があるとの情報入手しております。

しかし、この結晶は宝石用結晶の成長時に亀裂が発生するなどの問題が指摘され、歩留が当社種結晶に比べ悪いことが判明しております。これは、完全な単結晶でないために、種結晶に残留する応力が影響するためと考えられております。

また、この製品を販売してきた企業は、昨年に米国のLGD製造企業に買収されました。そのため、他のLGD製造企業はこの種結晶を購入することがほとんどできなくなったと見られます。

上記から、現時点ではこの種の種結晶は、当社にとってそれほど大きな脅威ではないと考えられます。しかし、他に同様の種結晶を製作する企業が出てきた場合には、大型種結晶の一部の市場を奪われる可能性があり、そのような事態となった場合には、当社種結晶の優位性が失われ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

疑似単結晶大型ウエハ

上記の疑似単結晶で、2インチ以上の大型ウエハが開発されたとの報告があります。当社は、モザイク結晶で大型ウエハを開発すべく取り組んでおりますが、先行してこのようなウエハが実用化する可能性があります。疑似単結晶は、当社の結晶のような完全な単結晶ではなく、粒界に相当する部分に結晶の乱れがあります。電子的な応用(トランジスタ等)の場合には、この部分における電子やホール等の挙動が、デバイス性能に大きな影響を与えることは知られております。しかし、大型のウエハが利用できることは、デバイス製造工程にとっては大きな利点があります。このようなウエハの性能が向上すれば、当社が製品化を計画している大型ウエハの実用化に大きな影響を与える可能性があります。

(7) 生産装置の陳腐化

当社では種結晶の成長装置の性能向上等を目的として、産総研や装置製造会社との共同開発を実施し、2022年11月に新設された島工場において、新成長装置が稼働しました。その性能は計画段階の想定と差異がなく、従来の成長装置よりも30%以上生産の効率が向上しました。しかし、競合他社でもある人工ダイヤモンド宝石製造会社が成長装置の大幅な技術革新を実現した場合、当社の成長装置の性能が陳腐化することでコスト競争力が失われ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、産総研とも共同研究などを通じて、成長装置の高度化を進める所存で、リスクを下げるような各種の対策を講じております。

(8) 重要な生産装置の重大な故障

当社の生産工程において、必ず使用する必要があるイオン注入装置を2台保有しております。当社では定期的な設備点検により故障を防止する対策を行っておりますが、主要部品が壊れるなど長期にわたって当該装置が稼働できないという状況になった場合には、生産が完全に止まることとなり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 特定人物への依存

これまでの当社の新製品開発や新技術開発については、当社の代表取締役社長である藤森直治を中心として推進してまいりました。当社は、産総研ダイヤモンド研究センター長であった藤森直治を中心に、ダイヤモンド単結晶製造技術の事業化を目的として設立されており、その技術の知見に対する依存度は極めて高いと言えます。開発や生産に係る技術者を雇用、育成することで、藤森直治に依存しない体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により業務執行できない事態となった場合、新製品の開発遅れや、生産効率化の遅れなどにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 小規模組織であること及び人材確保

当社は小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は事業の拡大を目指していますが、その実現には管理体制強化及び絶え間ざる技術革新が必要であり、管理部門、生産部門、開発部門で幅広く人材確保を進めています。しかしながら、計画通りの採用が実現できなかったり、必要とする能力を有する人材の応募が無かったりした場合には、適切な人材配置が困難となり事業拡大に制約が発生するなどにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 感染症等の影響（新型コロナウイルス感染症問題）について

当社は新型コロナウイルス感染症対策として、役職員に対し、テレワークやオフピーク通勤を奨励しており、定期的にPCR検査を実施して来ました。また、遠距離の出張の原則禁止や宴会を行わない等の蔓延防止策を講じました。全国的な患者発生数の減少や、政府の蔓延防止施策の変更があり、当社も段階的に警戒のレベルを変更してまいりました。

しかし、新たな変異株などで、当社において感染症等が蔓延した場合、業務停止及び遅延によって、売上の減少、納期遅延等が生じる可能性があります。また、当社の顧客に感染症等が蔓延した場合、顧客からの発注が止まることや、出荷停止、遅延等が生じる可能性があります。さらに、当社の仕入先や外注先に感染症等が蔓延した場合には、調達及び製品製造の停止や遅延等が生じる可能性があります。これら諸要因の動向によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 自然災害等

当社の活動拠点の本社、横江工場（旧横江第1工場）及び島工場は、大阪府北摂地区に立地し、外注先は愛知県西部の臨海地域に立地と、活動拠点は分散しているため、両地域が同時に台風や地震で壊滅的な被害を受ける可能性は低い、と判断しております。しかしながら、当社の生産能力の大部分は大阪府北摂地域に集中しているため、大阪府北部で大地震やその他操業に影響する災害などが発生した場合には、売上の減少、装置類の損傷による多額の補修費用の発生、停電による情報管理ネットワークの遮断等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(13) 当社製品へのクレーム

当社では生産する全ての製品について、万全の品質管理に努めるとともに、全ての工場の設備の予防保全に努めており、現時点において、品質に関する重大なクレーム及び納期に関するクレーム等は発生しておりません。また、軽度のクレームには迅速に対応し、顧客の信頼を損ねないような対応を行っておりますが、将来、製品の重大な品質クレームや重大な生産トラブルによる納期クレームが発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 為替リスク

当社は数多くの海外顧客との取引があり、海外顧客との取引（日本の商社経由の取引を含む）は外貨建て取引を採用しており、当社の取引高に占める外貨建ての取引の割合は2022年3月期が93.8%、2023年3月期が95.3%となっております。

す。為替に関して円高のトレンドが明確となった場合には、為替予約によってリスクを回避することとしており、既にこのための体制を整えております。最近3年間の変動状況から、110円/\$以上の円安の水準では、為替予約を基本的には行わず、110円/\$の水準に近づいた段階で為替予約を執行することを検討いたします。

(15) 中近東の政治情勢

当社の主要な販売先としてイスラエルの企業が含まれるため、当社では、販売対象地域の状況把握に努めておりますが、政治情勢が不安定となり戦争の勃発等の事態となった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 情報漏洩

当社は、開発段階から顧客と共同で取り組んでいる案件について、秘密保持契約を締結し情報管理を行っております。また、共同開発(研究)契約を締結して進めている案件もあります。これらの契約は、契約していること自体が重要情報である場合もあり、役職員にはこの重要性を知らしめ、啓発、教育を行うと共に、秘密保持誓約書を提出させる等、情報漏洩の防止には万全を期しております。

しかし、情報の漏洩が発生した場合には、当社が賠償責任を負う可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 訴訟に関するリスク

当社の事業又は活動に関連して、知的財産権、環境、労務等、様々な訴訟、紛争、その他の法的手段が提起される可能性があります。現在、当社の経営成績と財政状態に重大な影響を及ぼす訴訟は提起されておりませんが、将来において、重要な訴訟等が提起された場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。特に、主要製品である種結晶に関する係争については、注意を払っております。

(18) スtock・オプションの行使による株式価値の希薄化

当社は、取締役、監査役及び従業員等に対するインセンティブを目的として、Stock・オプションを付与しております。これらのStock・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化することとなり、将来における株価に影響を及ぼす可能性があります。本書提出日の前月末現在のこれらのStock・オプションによる潜在株式数は、600,000株であり、本書提出日の前月末現在の発行済株式総数13,122,500株の4.6%に相当しております。

(19) 配当政策

当社はこれまでの経営状況から、配当を行っておりません。将来の社債発行や増資に際して、配当を行っていないことでの不利が発生し、必要な資金調達が出来ない事態がリスクとなる可能性があります。それによって、必要な設備投資ができなかったり、遅れたりすることで、ビジネスの拡大が妨げられたり、顧客を失ったりする可能性があります。

当社は、上場後においては、利益を確保でき、配当に十分な剰余金を確保した場合には、配当の実施を検討いたしますが、現時点では時期は未確定です。

(20) 各工場及び土地の賃貸借契約が解除され、継続使用が困難となるリスク

当社が活動している本社、各工場及び土地は、賃貸借契約で入居しております。災害あるいは貸主の都合によって、この契約を解除され、退出を余儀なくされれば、全般の活動や生産活動に支障を来します。工場の移転期間中の減産や、インフラ設備の除去費用、さらに移転費用の負担があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。現状の契約期間は、横江工場(旧横江第1工場)が3年、開発部(旧横江第2工場)が2年と比較的短期間であることから、今後、契約期間の長期化に向けた対応を検討いたします。

(21) 法的規制等

当社は事業活動において、輸出貿易管理令、製造物責任法、外国為替及び外国貿易法、特許法、下請代金支払遅延等防止法、建築基準法、借地借家法、労働安全衛生法、消防法、廃棄物処理法、大気汚染防止法等の各種法的規制を受けておりますが、上記法的規制等の新設や改正等が行われた場合には、当社の事業活動が制約を受け、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は、法令等の遵守に努めておりますが、何らかの理由で上記法的規制等への抵触が発生した場合、当社の事業活動が制約を受け、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、経済産業省は、経済安全保障の強化のため、「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」を制定し、2022年12月6日に施行されました。その中で、規制対象として半導体基板としての三酸化二ガリウム(Ga2O3)とダイヤモンドが追加されました。当社は、改定直後から関係機関や当局とコミュニケーションを取って、改正後の法令に則した対応等について調査・検討しており、それに伴い2023年4月以降、一時的に製品の輸出取引を保留しております。

ユーザーからは早期の取引再開を求められており、引き続き当局とのコミュニケーションを進めております。今後の状況により当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度の世界経済は、ロシアのウクライナ侵攻に端を発したエネルギー、資源価格の高騰と、継続していた新型コロナウイルス感染症流行の影響があり、経済状況が揺れ動きました。それに伴う物価の上昇により、米国の政策金利が大幅に上昇しました。これによって米国の景気が落ち込むことが心配されましたが、全般的には大きな落ち込みはなく、株価も高値を維持しました。また、米中関係の緊迫や中国国内の新型コロナウイルス感染症の感染対策が、サプライチェーンに影響し、半導体不足から各種の機器の納期遅延等が問題となりました。

日本の景気も横ばい気味で推移しましたが、引き続き労働市場は需給が逼迫している状況が継続しました。このために、中小企業を中心に人員不足が各業種において発生いたしました。

こうした経済情勢の中、当社製品の主要なビジネス分野であるLGD市場は、この数年継続して拡大して来たと見られます。このために、LGD製造企業は活発に設備投資を進め、新規企業も多数設立されました。当社はこのような状況から、2021年11月に島工場の建設を開始し、生産能力の拡大を進めてまいりました。また、本社にあった生産設備を工場に移転し、あわせて工程ごとに集中する配置に転換しました。島工場は2022年11月に稼働を開始し、工程集中による合理化も合わせ、2022年12月にはダイヤモンドの成長能力が計画通り拡大したことを確認できました。一方で、島工場の一部生産設備の納期遅延により、当初計画したすべての設備が整ったのは、2023年3月となりました。

しかし、第3四半期会計期間の末頃から、LGD製造企業の上記の状況から、小型宝石において供給過剰が発生しました。このため、その取引価格が、それまでのペースを上回って下落しました。第4四半期には、LGD製造企業の中には、生産の縮小や、設備増設計画の見直しや延期をするところも出てきました。このようなLGD製造企業の動きは、当社の主力商品である種結晶の受注状況を大幅に変えることとなりました。それまで生産拡大を続けていました当社の大手ユーザー各社も、2023年1月以降に一旦種結晶の購入を控える動きが出てまいりました。

当社のこれまでの種結晶売上は、数社の大手ユーザーがそのほとんどを占めていました。特に、10x10mm以上の大型種結晶については、生産量がそれほど多くなかったこともあり、ユーザーを限定していました。しかし、受注が減少した事態に対応するため営業方針の変更を行いました。それは、大手ユーザーからの小型宝石生産用種結晶の受注減少により、今まで当社の生産能力の問題で供給することができなかったユーザーへの販売を開始し、10x10mm以上の大型種結晶については需要のある全てのユーザーに販売開始する、という方針変更を行いました。これらの対策によって、2023年2、3月の種結晶売上は安定しました。また、10x10mm以上の種結晶の売上比率も増加し、平均単価が上がることとなりました。

一方、種結晶以外の製品については、当事業年度の初めから内外の企業、研究機関から多くの引き合いが来ていました。特に、量子コンピューター関連研究を行っているベンチャー企業などから、半導体関連開発向けの基板需要が想定より膨らみました。米国や欧州で新規のダイヤモンドデバイス企業が設立され、当事業年度後半には日本においても新たに2社のベンチャー企業が立ち上がりました。これらの企業からも基板の引き合いが来ており、市場全体が活発になったと考えられます。

光学部品では、X線や赤外線の窓材が量産に移行し、定期的な購入が始まりました。ヒートシンクについては、レーザー等への小型製品と共に、大型の材料を使った実装技術へのアプローチも開始され、モザイク結晶を購入する動きが始まりました。

当社は当事業年度において東京証券取引所グロース市場に上場することを目指し、数年前からガバナンス体制の整備等を進めてまいりました。整備が完了した2022年3月に上場申請を行い、その後東京証券取引所の審査を経て、2022年6月27日に上場を果たしました。

上場によって多数の新たな業務への対応が必要となりましたので、管理部門の人員を補強しさらに社外の専門家との連携を図る等により、内部管理体制の一層の強化を図ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,707,217千円（前年同期比73.3%増）、営業利益は1,280,928千円（前年同期比146.1%増）、経常利益は1,280,724千円（前年同期比142.6%増）、当期純利益は909,628千円（前年同期比142.7%増）となりました。

なお、当社はダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における流動資産は2,962,243千円となり、前事業年度末に比べ1,543,689千円増加いたしました。これは主に東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募増資等により現金及び預金が1,172,574千円、仕掛品が205,680千円及び売掛金が91,096千円増加したことによるものであります。

固定資産は3,054,213千円となり、前事業年度末に比べ1,655,214千円増加いたしました。これは主に有形固定資産が1,629,652千円増加したことによるものであります。

この結果、資産合計は6,016,457千円となり、前事業年度末に比べ3,198,903千円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は740,545千円となり、前事業年度末に比べ383,356千円増加いたしました。これは主に未払法人税等が282,558千円、未払金が55,403千円及び1年内返済予定の長期借入金が28,640千円増加したことによるものであります。

固定負債は345,409千円となり、前事業年度末に比べ69,696千円減少いたしました。これは主に資産除去債務が39,559千円及び退職給付引当金が9,167千円増加したものの、長期借入金が118,424千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、1,085,954千円となり、前事業年度末に比べ313,660千円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は4,930,502千円となり、前事業年度末に比べ2,885,243千円増加いたしました。これは主に、東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募増資や新株予約権の行使等により資本金及び資本準備金がそれぞれ988,645千円増加したこと、当期純利益計上により利益剰余金が909,628千円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は82.0%（前事業年度末は72.6%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の増加、棚卸資産の増加、有形固定資産の取得による支出等の要因により一部相殺されたものの、税引前当期純利益が1,275,102千円（前年同期比146.9%増）と758,651千円増加したこと等により、前事業年度末に比べ1,172,574千円増加し、当事業年度末は2,239,570千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は1,184,225千円（前事業年度は635,000千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益1,275,102千円、減価償却費317,090千円があった一方で、棚卸資産の増加額284,166千円及び法人税等の支払額126,079円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,886,624千円（前事業年度は545,005千円の使用）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出1,884,391千円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は1,862,248千円（前事業年度は15,666千円の獲得）となりました。これは主に株式の発行による収入1,962,589千円等があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社はダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであります。当事業年度における生産実績は以下のとおりであります。

生産高	当事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	前年同期比(%)
生産高合計(千円)	945,359	130.0

(注) 1. 金額は製造原価によっております。

2. 当社の売上高及び生産高は、ダイヤモンド単結晶の製造のための設備の規模(生産能力)に依存します。なお、最近2事業年度の当社の生産能力(カラットベース)は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	当事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
	(カラット)	(カラット)
生産能力	110,000	150,000

b. 受注実績

当社はダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであります。当事業年度における製品種類別の受注実績は以下のとおりであります。

製品種類	当事業年度 (自2022年4月1日至2023年3月31日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
種結晶(注)	1,636,588	81.2	357,818	32.0
基板及びウエハ	70,300	160.2	10,734	147.8
光学部品及びヒートシンク	34,177	81.7	9,920	72.4
工具素材	20,292	62.5	2,280	85.5
宝石原石	-	-	-	-
合計	1,761,357	82.6	380,752	33.3

c. 販売実績

当社はダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであります。当事業年度における製品種類別の販売実績は、以下のとおりであります。

製品種類	当事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	前年同期比(%)
種結晶(千円)(注)2.	2,581,506	177.6
基板及びウエハ(千円)	67,523	143.4
光学部品及びヒートシンク(千円)	37,591	127.4
工具素材(千円)	20,597	63.7
宝石原石(千円)	-	-
合計(千円)	2,707,217	173.3

(注)1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)		当事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
CBC株式会社	244,378	15.6	687,713	25.4
Lusix LTD.	410,079	26.2	680,566	25.1
Sigma Carbon Technologies	387,413	24.8	532,967	19.7
Cornes Technologies USA	196,404	12.6	444,856	16.4

2. 当社は、大型のダイヤモンド単結晶を大量に製造することができますが、当社の主要な製品である種結晶について、人工宝石市場における種結晶の大型化のニーズが増大しております。なお、当事業年度におけるサイズ別の種結晶の出荷割合(出荷個数ベース)は以下のとおりであります。

種結晶サイズ	当事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
	割合(%)
7x7mm以下	16.3
8x8mm~9x9mm	45.5
10x10mm以上	38.2

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

また、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載のとおりであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

a. 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の事業に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要のうち主なものは、ダイヤモンド単結晶の製造のための設備投資、研究開発費、人件費等の営業費用であります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

当社は、日常の運転資金については自己資金で賄い、自己資金では賄えない設備投資資金等については金融機関からの長期借入で賄うとともに、資本での調達を検討することとしております。

なお、当事業年度末における借入金の残高は、350,054千円であり、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は2,239,570千円であります。

c. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための成長性を判断する客観的な指標として、売上高成長率、経常利益率、ROE、自己資本比率を重視しております。

当事業年度における売上高成長率は、73.3%（前期は37.0%）となっております。

売上高成長率は、当社の成長性や事業進捗のペースを表す指標として、重視しております。

当社が競争優位性を確保しながら適切なペースで売上高を向上させ、経営上の目標を達成するための施策としては、当社の売上高はダイヤモンド単結晶の製造のための設備の規模に依存することから、金融機関からの借入及び資本での調達による長期的な資金を獲得し、設備投資を進め、生産能力の拡大を図ってまいります。

当事業年度における経常利益率は、47.3%（前期は33.8%）となっております。

経常利益率は、当社の売上高に対する収益性を表す指標として、重視しております。

当社の事業進捗及び競争優位性の確保にとって、設備投資及び研究開発活動が重要ですが、そのための長期的な資金として自己資金を継続的に確保することが必要であるため、一定の経常利益率の確保に努めてまいります。

当事業年度におけるROEは、26.1%（前期は20.4%）となっております。

ROEは、当社の投下資本に対する収益性を表す指標として、重視しております。

また、研究開発活動により、ダイヤモンド単結晶の新たな用途を開拓することにより事業領域の拡大を図ってまいります。具体的には、ダイヤモンド半導体デバイス開発に必要な素材の開発や光学部品として必要な高品質結晶の開発を推進してまいります。

当事業年度の自己資本比率は、82.0%（前期は72.6%）となっております。

当社の事業進捗にとって設備投資は重要ですが、財務の健全性を保つためには、自己資本比率を50%以上に保ちたいと考えております。過度な借入を行うことがないよう、キャッシュ・フローにも注意を払っております。

5【経営上の重要な契約等】

当事業年度末現在における経営上の重要な契約等は以下のとおりであります。

(1) 特許実施権許諾契約

契約締結先	契約締結年月日	契約期間	契約の名称	主な内容
国立研究開発法人産業技術総合研究所 (注1)	2020年5月1日	2023年10月31日まで	特許実施権許諾契約	当社の製造技術に係る産総研特許の独占実施権契約。全部で内外の17件の特許について、独占実施権を当社に付与する。

- (注) 1. 契約締結先は、2015年に「独立行政法人産業技術総合研究所」から「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に名称が変更されております。
2. 上記の契約による独占的実施権の許諾期間満了後は、非独占的通常実施権が特許の存続満了日まで付与されることとなっております。
3. 上記の契約は、以下の事由に該当する時は、書面による通知をもって産総研が当社に解約を申し入れることができることとなっております。
- (産総研からの解約事由)
- 当社が上記の契約に基づく特許実施権許諾の対価を支払わない時、又はそれらの支払いを著しく遅延した時
当社が、上記の契約に定める当社製品の販売状況に関する報告書の提出を著しく遅滞した時、又は帳簿の閲覧に正当な理由なく応じない時
当社が上記の契約に定める秘密保持義務を怠った時
当社が、直接間接を問わず、本契約に定める特許の有効性について争った時
当社が、本契約の履行について虚偽の報告その他不法行為をした時
4. 上記の契約は、以下の事由に該当する時は、書面による通知をもって当社が産総研に解約を申し入れることができることとなっております。
- (当社からの解約事由)
- 産総研が上記の契約に定める秘密保持義務を怠った時
本契約に定める特許の全部について拒絶すべき旨の査定もしくは拒絶すべき旨の審決又は特許を無効にするべき旨の審決が確定した時
5. 上記の契約上の義務を履行しない場合には、15日以上期間を定め当該義務の履行に関する催告をし、当該期間内に相手方による履行がなされない時は、書面による通知をもって、産総研又は当社が相手方に対し解約を申し入れることができることとなっております。
6. 上記の契約に定める特許権の概要及び存続期間満了日は、以下のとおりであります。

特許権の名称	対象国	出願 または 登録	出願番号または出願年月日 登録番号または登録年月日	存続期間満了日
ダイヤモンドの表面層又は成長層の分離方法	日本	登録	特許第4919300号 2012年2月10日	2027年8月31日
ダイヤモンドの表面層又は成長層の分離方法	米国	登録	米国特許9410241号 2016年8月9日	2027年8月31日
オフ角を有する単結晶基板の製造方法	日本	登録	特許第4873467号 2011年12月2日	2026年7月27日
オフ角を有する単結晶基板の製造方法	日本	登録	特許第5382742号 2013年10月11日	2026年7月27日
オフ角を有する単結晶基板の製造方法	独国	登録	独国特許第602007033907.3号 2013年11月20日	2026年7月27日
オフ角を有する単結晶基板の製造方法	仏国	登録	仏国特許第2048267号 2013年11月20日	2026年7月27日
オフ角を有する単結晶基板の製造方法	英国	登録	英国特許第2048267号 2013年11月20日	2026年7月27日
マイクロ波プラズマCVD装置の基板支持体	日本	登録	特許第4366500号 2009年9月4日	2024年3月22日

特許権の名称	対象国	出願 または 登録	出願番号または出願年月日 登録番号または登録年月日	存続期間満了日
大面積ダイヤモンド結晶基板 及びその製造方法	日本	登録	特許第4849691号 2011年10月28日	2028年12月25日
大面積ダイヤモンド結晶基板 及びその製造方法	日本	登録	特許第8940266号 2015年1月27日	2028年12月25日
モザイク状ダイヤモンドの製 造方法	日本	登録	特許第5621994号 2014年10月3日	2030年12月15日
モザイク状ダイヤモンドの製 造方法	英国	登録	英国特許第2488498号 2017年11月22日	2030年12月15日
ダイヤモンドの表面層又は成 長層の分離方法	独国	登録	独国特許第602007045953.2 号 2016年8月9日	2027年8月31日
ダイヤモンドの表面層又は成 長層の分離方法	仏国	登録	仏国特許第2058419号 2016年4月2日	2027年8月31日
ダイヤモンドの表面層又は成 長層の分離方法	英国	登録	英国特許第2058419号 2016年4月2日	2027年8月31日
単結晶の製造方法	日本	登録	特許第4613314号 2010年10月29日	2025年5月26日
単結晶の製造方法	米国	登録	米国特許7736435号 2010年6月15日	2025年5月26日

(2) 賃貸借契約及び借地権設定契約

契約締結先	契約締結年月日	契約期間	契約の名称	主な内容
株式会社イマス	2014年10月14日	2015年2月1日から 2020年1月31日まで (注1)	建物賃貸借契約書	当社の横江第1工場 として使用する建物の 賃借
小西ますみ 小西税 小西敦	2021年12月21日	2021年12月23日から 2023年12月22日まで (注2)	事業用建物賃貸借契 約書	当社の横江第2工場 として使用する建物の 賃借
有限会社KND	2022年3月22日	2022年5月20日から 30年間 (注3)(注4)	事業用定期転借地権 設定契約書	2022年11月稼働の当 社の島工場用地とし て使用する土地の事 業用定期転借地権の 設定

- (注) 1. 契約期間満了6ヶ月前までに、当社及び契約締結先双方より相手方に対し、書面による別段の申し出がない場合は、本契約は自動的に3年間更新されることとなっております。なお、本契約期間内に契約締結先の正当な理由及び当社の都合により本契約を解約する場合、当社及び契約締結先双方ともに6ヶ月前までに相手方に対し、書面にて通告することが必要であります。
2. 当社及び契約締結先の協議により、本契約を更新することができることとなっております。ただし、契約締結先が当社に対して、契約期間満了の6ヶ月前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特段の意思表示をした場合は、この限りではありません。また、本契約期間内であっても、当社が契約締結先に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申し入れを行うことにより、本契約を解除することができます。
3. 当社及び契約締結先は、本契約期間中に本契約を解約することはできないこととなっております。ただし、当社は、本契約期間中であっても、やむを得ない事情により、本契約を解約する場合は、6ヶ月前までに契約締結先に対して書面で通知することにより、通知後6ヶ月を経過後に本契約を解約することができます。
4. 契約期間の開始日は、当社による本体工事着手日と定めています。

6【研究開発活動】

当社の研究開発活動は、(1)生産技術に関する研究開発、(2)新製品に関する研究開発、(3)製造装置及び方法に関する研究開発の3つのカテゴリーにおいて、優先順位を考慮して実施しております。

開発テーマは審査会を経て選定され、年度計画の下で開発作業を行っています。また、年度単位で報告会を開催して、進捗状況を社内に周知しています。

当事業年度における研究開発費の総額は、97,821千円であります。研究開発活動の結果、当事業年度において、大型、高品質結晶の開発、低抵抗Bドーピング基板の量産化手法開発、島工場で使用する新型成長装置の成長条件の開発について成果がありました。

研究開発活動の具体的な内容は、以下に示すとおりです。

なお、当社は、ダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 生産技術に関する研究開発

当社の生産技術は、親結晶からの分離技術によって、親結晶と同じサイズの子結晶を作るところが出发点になっており、このプロセスでは、親結晶の大きさとその性状は、子結晶を通じて全ての製品の大きさと品質を決定づけることとなります。このため、元となる結晶を、大型化し、高品質化することが、全ての製品にとって重要な技術課題となっております。既に16x16mmの大型単結晶の試作に成功しており、当事業年度において、引き続き20x20mmの結晶開発に向けた成長装置の設計に関する基礎的な検討を進めました。

(2) 新製品に関する研究開発

当社が想定している新製品は、応用分野によって分かれており、以下のとおりであります。

ダイヤモンド半導体デバイス開発等に必要な素材の開発

a. ウエハの開発

ダイヤモンド半導体デバイス等の製作において必須の素材であり、2インチウエハの実用化を目指しています。上記の大型の結晶の開発が本研究課題の推進に関連しており、引き続き検討を進めました。

b. 低抵抗基板の開発

ダイヤモンドのパワーデバイスにおいては、縦型デバイス構造が重要であり、これに使用する抵抗値の低いBドーピング基板を開発してきました。縦型デバイスでは、デバイスの底面から上面（または逆方向）へ電流を流すため、抵抗値の低い基板が必要で、高濃度のBをドーピングすることで実現できます。

当社は既にこのような低抵抗のダイヤモンドが成長する条件を開発しており、0.2mm程度の厚さの基板の試作を行い、目標とした抵抗等の特性を得られることを確認しました。この製品化について審査を行い、2023年3月期第3四半期からテスト的な販売を開始し、その評価状況を見て、2024年3月期にも製品化を行うことを検討します。この製品化に必要な生産設備の導入も順次進めてまいります。

光学部品として必要な高品質結晶の開発

ダイヤモンドは、熱伝導率が高く、熱膨張係数が小さいため、高エネルギービームの光学部品として適した材料です。また、X線を透過するのにも適しています。このような特性の組み合わせとして、強力なX線ビームを作り出す放射光施設で使う光学部品（特にモノクロメーターと呼ばれる部品）をダイヤモンド化することが、期待されています。

モノクロメーターに使用する結晶は、極限までの高品質とする必要があり、当社はこの結晶の開発を進めています。

(3) 製造装置及び方法に関する研究開発

2023年3月期第1四半期において新型成長装置の面積拡大が確認できましたので、成長速度やできあがった子結晶の品質を確認しました。成長時の周辺部分は、成長速度が遅く、この改善の為に成長結晶を支えるホルダー構造の検討を行いました。その結果、成長面積の拡大を行っても、均一な板厚となるホルダー構造を開発することに成功しました。この成果によって、島工場の新型成長装置は、当社の主要成長装置として利用できることが明らかになりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、ダイヤモンド単結晶の製造設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産（資産除去債務を除く。）及び無形固定資産、建設仮勘定への投資を含めて記載しております。

当社はダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度の設備投資の総額は1,912,979千円の設備投資（無形固定資産を含む）を行っております。

主な投資としては、ダイヤモンド単結晶の製造設備及び研究開発関連装置等への投資を実施しております。

なお、横江第2工場（現在は開発部の拠点）から島工場への研磨室移転により、次の主要な設備を除却しております。その内容は以下のとおりであります。

事業所名	所在地	設備の内容	除却時期	前期末帳簿価額
横江第2工場（注）	大阪府茨木市	研磨室冷却水配管設備工事等	2023年1月27日	4,192千円

（注）2022年11月22日の島工場稼働に伴い、横江第2工場を開発部の拠点へ変更しております。

2【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は次のとおりであります。

2023年3月31日現在

事業所名 （所在地）	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 （名）
		建物	機械及び装置	土地 （面積㎡）	その他	合計	
本社 （大阪府豊中市）	事務所	8,934	-	- [655]	2,888	11,823	13（1）
横江工場 （旧横江第1工場） （大阪府茨木市）	生産関連設備 等	64,720	786,964	- [1,859]	840	852,525	18（11）
開発部 （旧横江第2工場） （大阪府茨木市）	研究開発機械 装置等	56,782	75,231	- [855]	922	132,936	5（-）
島工場 （大阪府茨木市）	生産関連設備 等	715,545	1,114,467	- [2,213]	35,746	1,865,758	20（5）

（注）1．現在休止中の主要な設備はありません。

2．従業員は就業人員であり、また、（ ）は、嘱託社員及びパート並びに派遣社員の人員数を外書しております。

3．建物の帳簿価額には、資産除去債務に相当する金額を含めておりません。

4．帳簿価額のうち、「その他」は構築物、工具、器具及び備品、建設仮勘定の合計であります。

5．建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は本社が9,600千円、横江工場（旧横江第1工場）が17,400千円、開発部（旧横江第2工場）が7,800千円、島工場が17,387千円の合計52,187千円であります。なお、賃借している土地面積は[]で外書きしております。

6．2022年11月22日に島工場が稼働しており、それに伴い横江第1工場を横江工場に改称し、横江第2工場を開発部の拠点に変更しております。

7．当社はダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

8．上記表に建設仮勘定は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の生産能力増加率
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
島工場 (大阪府茨木市)	成長装置	480,000	-	自己資金	2022年10月	2023年6月	32.0%
島工場 (大阪府茨木市)	レーザー装置	120,000	-	自己資金	2023年9月	2024年2月	
島工場 (大阪府茨木市)	研磨機	75,000	-	自己資金	2023年10月	2024年3月	
島工場 (大阪府茨木市)	工場インフラ	45,000	-	自己資金	2023年1月	2023年7月	
島工場 (大阪府茨木市)	太陽電池	30,000	-	自己資金	2023年1月	2023年9月	(注) 2
開発部 (旧横江第2工場) (大阪府茨木市)	ウォーター ジェット付 レーザー	110,000	-	自己資金	2023年1月	2024年1月	(注) 3

- (注) 1. 完成後の生産能力増加率については、2023年3月31日現在における生産能力を基準として、当該設備投資の稼働後の生産能力の増加率を計算して記載しております。
2. 島工場に導入予定の太陽電池は、電源用設備であるため、完成後の生産能力増加率については、該当事項はありません。
3. 開発部(旧横江第2工場)に導入予定のウォータージェット付レーザーは、研究開発用設備であるため、完成後の生産能力増加率については、該当事項はありません。
4. 当社はダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

(注) 2023年2月10日開催の取締役会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は2023年4月1日をもって、40,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2023年6月26日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	2,624,500	13,122,500	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、 単元株式数は100株 であります。
計	2,624,500	13,122,500	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2023年6月1日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 2023年2月10日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は10,498,000株増加し、13,122,500株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第8回新株予約権

2016年6月6日定時株主総会決議(2016年10月28日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社従業員 9名(注)6.
新株予約権の数(個)	7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 700[3,500](注)1.7.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000[200](注)2.7.
新株予約権の行使期間	自 2019年1月2日 至 2024年1月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000[200] 資本組入額 500[100] (注)7.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について(注)5.に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4. 組織再編時の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会

社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得事由

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役

イ. 当社又は当社子会社の従業員

ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

6. 付与対象者の権利行使及び退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員5名となっております。

7. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権

2017年5月29日臨時株主総会決議（2017年5月29日取締役会決議）

付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 7名（注）6 .
新株予約権の数（個）	10
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,000 [5,000] （注）1 . 7 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,100 [220] （注）2 . 7 .
新株予約権の行使期間	自 2019年7月2日 至 2024年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 [220] 資本組入額 550 [110] （注）7 .
新株予約権の行使の条件	（注）3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 . 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 . 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5 . に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4 . 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ト 新株予約権の行使の条件
(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
 - イ. 当社又は当社子会社の従業員
 - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
6. 付与対象者の権利行使及び退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員5名となっております。
7. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権

2018年6月7日定時株主総会決議（2018年6月26日取締役会決議）

付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名（注）6．
新株予約権の数（個）	7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 700 [3,500] （注）1．7．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,100 [220] （注）2．7．
新株予約権の行使期間	自 2020年7月2日 至 2025年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,100 [220] 資本組入額 550 [110] （注）7．
新株予約権の行使の条件	（注）3．
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4．

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3．新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5．に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4．組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ト 新株予約権の行使の条件
(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
 - イ. 当社又は当社子会社の従業員
 - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
6. 付与対象者の権利行使及び退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員6名となっております。
7. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権

2019年6月18日定時株主総会決議（2019年6月18日取締役会決議）

付与対象者の区分及び人数	当社従業員 7名（注）6．
新株予約権の数（個）	11
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,100 [5,500] （注）1．7．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,500 [300] （注）2．7．
新株予約権の行使期間	自 2021年7月2日 至 2026年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,500 [300] 資本組入額 750 [150] （注）7．
新株予約権の行使の条件	（注）3．
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4．

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3．新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5．に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4．組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ト 新株予約権の行使の条件
(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
 - イ. 当社又は当社子会社の従業員
 - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
6. 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員6名となっております。
7. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第12回新株予約権

2019年6月18日定時株主総会決議（2019年6月18日取締役会決議）

付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 1名（注）6 .
新株予約権の数（個）	375
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 37,500 [187,500] （注）1 . 7 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,500 [300] （注）2 . 7 .
新株予約権の行使期間	自 2021年7月2日 至 2026年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 [300] 資本組入額 750 [150] （注）7 .
新株予約権の行使の条件	（注）3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 . 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 . 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5 . に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4 . 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ト 新株予約権の行使の条件
(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
 - イ. 当社又は当社子会社の従業員
 - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
6. 付与対象者の権利行使及び退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役1名となっております。
7. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第13回新株予約権

2019年6月18日定時株主総会決議（2020年3月31日取締役会決議）

付与対象者の区分及び人数	当社従業員 10名（注）6 .
新株予約権の数（個）	13
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,300 [6,500] 注）1 . 7 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,500 [300] （注）2 . 7 .
新株予約権の行使期間	自 2022年4月2日 至 2027年4月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 [300] 資本組入額 750 [150] （注）7 .
新株予約権の行使の条件	（注）3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 . 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 . 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5 . に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4 . 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ト 新株予約権の行使の条件
(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
 - イ. 当社又は当社子会社の従業員
 - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
6. 付与対象者の権利行使権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員8名となっております。
7. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第14回新株予約権

2020年6月18日定時株主総会決議（2020年6月19日取締役会決議）

付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
新株予約権の数（個）	330
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 33,000 [165,000]（注）1．6．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,500 [300]（注）2．6．
新株予約権の行使期間	自 2022年7月2日 至 2027年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,500 [300] 資本組入額 750 [150]（注）6．
新株予約権の行使の条件	（注）3．
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4．

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3．新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5．に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4．組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ト 新株予約権の行使の条件
(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
 - イ. 当社又は当社子会社の従業員
 - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
6. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第15回新株予約権

2020年6月18日定時株主総会決議（2021年4月20日取締役会決議）

付与対象者の区分及び人数	当社従業員 10名
新株予約権の数（個）	17
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,700 [8,500]（注）1 . 6 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,500 [300]（注）2 . 6 .
新株予約権の行使期間	自 2023年5月2日 至 2028年5月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 [300] 資本組入額 750 [150]（注）6 .
新株予約権の行使の条件	（注）3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 . 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 . 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5 . に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4 . 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ト 新株予約権の行使の条件
(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
 - イ. 当社又は当社子会社の従業員
 - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
6. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第16回新株予約権

2021年6月17日定時株主総会決議（2021年6月18日取締役会決議）

付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
新株予約権の数（個）	430
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 43,000 [215,000]（注）1．6．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,800 [360]（注）2．6．
新株予約権の行使期間	自 2023年7月2日 至 2028年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 [360] 資本組入額 900 [180]（注）6．
新株予約権の行使の条件	（注）3．
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4．

当事業年度の末日（2023年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3．新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5．に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4．組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ト 新株予約権の行使の条件
(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
 - イ. 当社又は当社子会社の従業員
 - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
6. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)1	500	18,200	6,250	190,000	6,250	164,500
2019年9月5日 (注)2	553	18,753	44,240	234,240	38,710	203,210
2020年12月25日 (注)3	1,482	20,235	133,560	367,800	133,200	336,410
2021年2月26日 (注)4	1,218	21,453	109,620	477,420	109,620	446,030
2021年4月30日 (注)5	15	21,468	750	478,170	750	446,780
2021年11月18日 (注)6	2,125,332	2,146,800	-	478,170	-	446,780
2022年1月29日 (注)7	34,000	2,180,800	17,000	495,170	17,000	463,780
2022年4月1日～ 2022年6月30日 (注)8	4,500	2,185,300	2,250	497,420	2,250	466,030
2022年6月24日 (注)9	360,000	2,545,300	828,000	1,325,420	828,000	1,294,030
2022年7月27日 (注)10	64,300	2,609,600	147,890	1,473,310	147,890	1,441,920
2022年7月1日～ 2023年3月31日 (注)11	14,900	2,624,500	10,505	1,483,815	10,505	1,452,425

(注)1. 新株予約権の行使(権利行使者3名)による増加であります。

2. 有償第三者割当

割当先 CBC株式会社

株式会社フューチャーパートナーズ

発行価格 150,000円

資本組入額 80,000円

3. 有償第三者割当

割当先 CBC株式会社

深見電機株式会社

株式会社槌屋

SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合

発行価格 180,000円

資本組入額 90,121円

4. 有償第三者割当

割当先 株式会社新生銀行(現株式会社SBI新生銀行)

名古屋大学・東海地区大学広域ベンチャー1号投資事業有限責任組合

竹内工業株式会社

発行価格 180,000円

資本組入額 90,000円

5. 新株予約権の行使(権利行使者2名)による増加であります。

6. 普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

7. 新株予約権の行使(権利行使者3名)による増加であります。

8. 新株予約権の行使(権利行使者3名)による増加であります。

9. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)の払込により増加しております。

発行価格 5,000円

引受価格 4,600円 資本組入額 2,300円

10. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当先 SMBC日興証券株式会社

発行価格 5,000円
資本組入額 2,300円

11. 新株予約権の行使（権利行使者6名）による増加であります。
12. 2023年2月10日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は10,498,000株増加し、13,122,500株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	5	24	73	34	7	3,401	3,544	-
所有株式数（単元）	-	1,613	2,120	7,727	3,835	15	10,824	26,134	11,100
所有株式数の割合（%）	-	6.17	8.11	29.57	14.67	0.06	41.42	100.00	-

（注）自己株式77株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
Cornes & Company Limited (注)	10/F, Fairmont House, 8 Cotton Tree Drive Central, Hong Kong	250	9.53
藤森直治	大阪府箕面市	209	7.96
竹内工業株式会社	名古屋市中川区清川町1-1	182	6.94
旭ダイヤモンド工業株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1	145	5.53
ファインテック株式会社	東京都大田区東糞谷4-9-7	100	3.81
CBC株式会社	東京都中央区月島2-15-13	88	3.38
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	62	2.39
加茂睦和	茨城県土浦市	60	2.29
株式会社槌屋	名古屋市中区上前津2-9-29	60	2.29
三星ダイヤモンド工業株式会社	大阪府摂津市香露園32-12	60	2.29
計	-	1,217	46.40

(注) 前事業年度末において主要株主であったCornes & Company Limitedは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,613,400	26,134	権利内容に何ら限定のない当社における普通株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 11,100	-	-
発行済株式総数	2,624,500	-	-
総株主の議決権	-	26,134	-

(注)「単元未満株式」の株式数欄には、当社保有の自己株式77株が含まれております。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 当社は、単元未満の自己株式77株を保有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	77	1,674
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	77	-	77	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様へ利益還元を行うことを経営上の重要課題と捉え、内部留保の充実を勘案して配当決定を行うことを基本方針としております。しかし、ダイヤモンド単結晶の製造設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しているため、当社設立以来現在に至るまで剰余金の配当を実施しておりません。

現在におきましても、ダイヤモンド単結晶の製造設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施していくとともに、事業拡大のための人材確保等を優先しておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への剰余金の配当について検討してまいります。

将来的に剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、その決定機関は取締役会であります。

また、取締役会の決議により9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

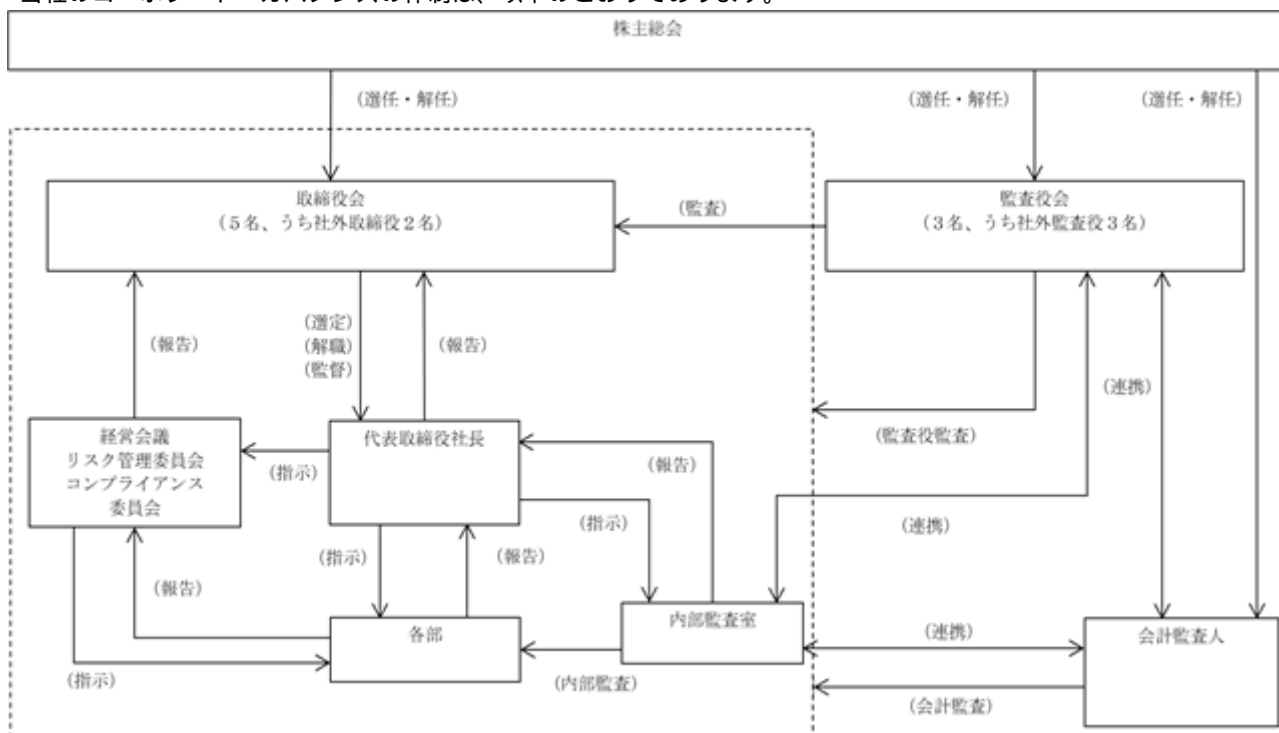
当社は、平板状ダイヤモンドを製造・販売する企業として、優れた物性を持つダイヤモンドを広く応用できるようにすることで、社会の環境問題やエネルギー問題の解決の一端を担い、貢献することを通じて、「株主」、「役職員」、「社会」、「取引先」等の全てのステークホルダーから支持され続けるために、企業価値・株主価値の最大化に努めるとともに、意思決定の迅速化、経営の透明性・公正性を高めていく必要があると考えております。

そのために、内部統制システムの整備に注力するとともに、法令・定款の遵守、リスク管理強化、適時かつ公平な情報開示の徹底など、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実・向上を経営上の重要な課題であると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

企業統治の体制概要及びこの体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であります。監査役会設置会社を選択する理由は、業務執行と監査機能を分離することが、牽制機能を最大限に発揮させ、経営の透明性が確保されると考えているためです。また監査役会の活動を通じて、当社を取り巻く事業環境の変化や、業務内容の多様化にスピーディーに対応し、一層のコーポレート・ガバナンスの充実強化を図ることが可能になると考えているためであります。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は、以下のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、議長を代表取締役社長藤森直治とし、代表取締役社長を含む常勤取締役3名、社外取締役2名の計5名で構成されており、原則、毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。

当社の取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、各取締役からそれぞれが管掌する分野における業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行の監督を行うとともに、経営に関する諸問題の討議の場となっております。

b. 監査役・監査役会

当社の監査役会は、議長を常勤監査役とし、公認会計士・税理士の資格を有する1名を含む非常勤監査役2名の計3名で構成されております。監査役会については、原則、毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。

また、監査役は当社の取締役会にも出席しており、取締役の業務執行の監督、監視を行っております。

会計監査人や内部監査室と綿密に連携を取りながら、継続して監査の質の向上を図ってまいります。

c. 経営会議

当社の経営会議は、議長を代表取締役社長とし、常勤取締役、各部長にて構成されており、常勤監査役も出席しております。

当社の経営会議は、原則として月1回開催し、必要に応じて随時開催することとしております。

当社の経営会議では、前月の経営状況解析、予算の制定、改訂等、投資及び融資、重要な契約、大口受注等の重要事項の審議をしております。

d. リスク管理委員会

当社のリスク管理委員会は、委員長を代表取締役社長とし、常勤取締役、各部長により構成されており、常勤監査役も出席しております。

当社のリスク管理委員会は、原則として四半期に1回開催しており、必要に応じて随時開催することとしております。

当社のリスク管理委員会では、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図ることを目的とし、発生したリスク及び予想されるリスクの評価や対応等に関する審議をしております。

e. コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、委員長を代表取締役社長とし、常勤取締役、常勤監査役、各部長、内部監査担当者により構成されております。

当社のコンプライアンス委員会は、原則として四半期に1回開催しており、必要に応じて随時開催することとしております。

当社のコンプライアンス委員会では、発生したコンプライアンス上の問題点及び予想されるコンプライアンス上の問題点の対応等を審議しております。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。

(a) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社の取締役及び従業員（以下役職員と総称する）が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重した行動を徹底するため「行動規範」並びに「コンプライアンス体制」を整備する。取締役は、当社のコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、職員やその他の当社を構成する人に対し、適切な研修体制を設ける。

ロ 当社の役職員の不正な行為等を発見した場合、直接連絡できる内部通報窓口を設ける。

当社は内部通報制度を整備し、当社の役職員の不正な行為等を発見した場合、役職員は社内外に設置された通報窓口に通報することができる。窓口へ寄せられた情報は、当社代表取締役社長または各部署の責任者により適切に処理され、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けることはない。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程等に従い適切に保管及び管理し、検索可能な体制を構築する。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 「リスク管理規程」において、当社のリスクマネジメントの基本方針を定め、事業を取り巻く様々なリスクに対する確な管理・実践を行う。

ロ 当社のリスクマネジメント推進に関する課題・対応策を協議・承認する組織として代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社のリスクを統括・管理する。リスク管理委員会は、当社のリスク状況について、取締役会に報告する。

ハ 各部及び個別リスクの検討課題ごとに具体策を検討・実施する主管部門を設定し、主管部門は検討の進捗を委員会に報告する。

ニ 内部監査部門は、当社における経営活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務執行の状況を検討・評価し、会社財産の保全のための助言・提案等を行う。

(d) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」を定め、毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当な要求にも応じない。反社会的勢力に対しては所轄の警察署、顧問弁護士等関連機関と連携して情報収集を行い、組織的に毅然たる対応をする。

(e) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 当社は 社内規程として、組織規程、職務権限行使基準等を定め、取締役・従業員の役割分担、職務分掌、指揮命令系統等を通じた効率的な業務執行を確保するための体制を整備する。

ロ 当社は、定例取締役会を毎月1回、更に必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、情報及び認識の共有、経営効率向上のための業務執行及び重要事項に係る議論の場として、当社の取締役及び執行役員が出席する執行役員会を原則取締役会開催日に併せ開催する。

ハ 当社の業務運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算等、全社的な目標を設定し、その目標達成に向け具体的な方針・戦略を立案・実行する。

(f) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が必要とした場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査役の業務補助のための監査役補助使用人（以下「監査担当者」という。）を置き、監査役は監査業務の補助を指示することができる。この場合、監査担当者は、監査役からの指示に基づく業務を実行中において、監査役以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保する。

(g) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。

(h) 監査役 of 職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

(i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社の代表取締役社長と定期的な会合を持ち、また、当社の会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。

b. リスク管理体制の整備状況

当社は、業務遂行に係るリスクを的確に認識及び評価し、個々のリスクにつき、これを予防するための措置を講ずるとともに、その損失を極小にすべく、リスク管理委員会を通じて、会社規程等の整備と検証及び見直し等を行うことにより、リスク管理の充実を図っております。

また、内部監査室による日常的な監査により、法令及び定款違反その他の事由に基づく損失の危険のある業務執行を防止する体制としております。

c. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

d. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会の決議によって選任することとし、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとしております。

e. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

f. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことを目的とし、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

g. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役（監査役であった者を含む。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令（会社法第425条第1項）が規定する最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役（監査役であった者を含む。）が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

h. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります）。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

i. 剰余金の配当等

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

j. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として、会社法第459条第1項各号の規定により、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

k. 取締役会の活動状況

当事業年度において、当社は取締役会を原則、毎月1回の定期開催するほか、必要に応じて随時開催しております。個々の取締役の出席状況については、次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	藤森 直治	全21回	全21回中21回に出席（100%）
専務取締役兼総務部長	高岸 秀滋	全21回	全21回中21回に出席（100%）
常務取締役兼生産部長	林 雅志	全21回	全21回中21回に出席（100%）
取締役（社外）	北城 恪太郎	全21回	全21回中21回に出席（100%）
取締役（社外）	加茂 睦和	全21回	全21回中21回に出席（100%）

取締役会における具体的な検討内容として、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、各取締役からそれぞれが管掌する分野における業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行の監督を行うとともに、経営に関する諸問題の討議を行っております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性-名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	藤森 直 治	1949年7月3日 生	1975年4月 住友電気工業株式会社入社 2003年4月 独立行政法人産業技術総合研究所 (現国立研究開発法人産業技術総合 研究所)入所 2009年9月 当社設立 当社取締役 2010年4月 国立大学法人東京大学生産技術研究 所顧問研究員 2010年5月 一般社団法人ニューダイヤモンド フォーラム顧問(現任) 2010年5月 当社代表取締役社長(現任) 2012年4月 独立行政法人産業技術総合研究所 (現国立研究開発法人産業技術総合 研究所) 名誉リサーチャー(現任)	(注)3	209,000
代表取締役副 社長兼 総務部長	高岸 秀 滋	1950年11月23日 生	1974年4月 東レ株式会社入社 2002年5月 東洋コミュニティ株式会社 リ フォーム部長 2008年11月 医療法人快生会事務局長(出向) 2011年5月 当社入社 総務部長 2015年6月 当社取締役兼総務部長 2017年5月 当社常務取締役兼総務部長 2022年6月 当社専務取締役兼総務部長 2023年6月 当社代表取締役副社長兼総務部長 (現任)	(注)3	9,500
常務取締役兼 生産部長	林 雅志	1959年7月10日 生	1985年4月 日本ペイント株式会社入社 2013年4月 同社生産技術部長 2019年10月 当社入社 2020年2月 当社製造部長 2020年4月 当社生産部長 2020年6月 当社取締役兼生産部長 2022年6月 当社常務取締役兼生産部長(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	北城 恪太郎	1944年4月21日生	1967年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 1993年1月 同社代表取締役社長 1999年12月 IBMアジア・パシフィック プレジデント兼 日本アイ・ピー・エム株式会社代表取締役会長 2002年4月 旭硝子株式会社(現AGC株式会社)取締役 2003年4月 公益社団法人経済同友会代表幹事 2005年6月 オムロン株式会社取締役 2007年4月 公益社団法人経済同友会終身幹事 2007年5月 日本アイ・ピー・エム株式会社最高顧問 2007年6月 Ngi group株式会社(現ユナイテッド株式会社)取締役 2009年4月 サイジニア株式会社取締役(現任) 2009年12月 当社取締役(現任) 2010年6月 学校法人国際基督教大学理事長 2011年2月 文部科学省中央教育審議会委員 2012年5月 日本アイ・ピー・エム株式会社相談役 2015年3月 株式会社ブイキューブ取締役 2017年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社名誉相談役(現任) 2017年5月 トライオン株式会社取締役(現任) 2019年8月 株式会社インフォ・クリエイツ取締役(現任)	(注)3	54,000
取締役	光田 好孝	1959年11月1日生	1993年7月 東京大学生産技術研究所助教授 2002年7月 文部科学省高等教育局高等教育企画課専門官 2005年6月 国立大学法人東京大学生産技術研究所教授 2009年4月 同大学総長特任補佐(財務担当) 同大学生産技術研究所副所長 2014年5月 一般社団法人ニューダイヤモンドフォーラム会長 2020年4月 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部教授(現任) 2020年6月 国立大学法人東京大学名誉教授(現任) 2022年6月 株式会社UACJ取締役(現任) 2023年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	岡田 宗久	1958年4月12日生	1981年4月 住友金属工業株式会社(現日本製鉄株式会社)入社 2005年7月 住友チタニウム株式会社(現株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ)転籍 2015年6月 同社常勤監査役 2019年7月 公益財団法人黒川古文化研究所入社 2021年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	池見 達穂	1949年8月23日生	1972年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 2002年7月 フィナンシャルサービス株式会社取締役 2004年4月 同社常務取締役 2011年5月 当社監査役(現任)	(注)4	-
監査役	大松 信貴	1970年7月24日生	1996年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2016年7月 金融庁公認会計士・監査審査会公認会計士監査検察官 2020年8月 大松公認会計士事務所所長(現任) 2021年2月 川上塗料株式会社監査役(現任) 2021年6月 株式会社エスティック取締役(監査等委員)(現任) 2021年9月 株式会社タケウチ建設監査役(現任) 2023年6月 当社監査役(現任)	(注)5	-
計					272,500

- (注) 1. 取締役北城恪太郎及び光田好孝は、社外取締役であります。
2. 監査役岡田宗久、池見達穂及び大松信貴は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は2023年6月23日開催の定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役岡田宗久、池見達穂の任期は2021年11月18日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役大松信貴の任期は2023年6月23日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は、管理体制の強化・効率化を目指し経営層を厚くするため、執行役員制度を導入しております。執行役員は1名で、執行役員・営業部長の中西正になります。

社外役員の状況

当社は、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役北城恪太郎氏は、日本アイ・ピー・エム株式会社の代表取締役社長等の経歴と経済団体の代表幹事の経験及び各種のベンチャー企業の社外取締役を務めてきた経験と幅広い見識を有しており、経営者としての経験や経営に関する見識を豊富に有していることから、独立的な立場からの当社の経営判断への助言・提言及び取締役の職務執行の監督に適していると判断し、当社の社外取締役に選任しております。

同氏は、当社株式を54,000株、ストック・オプションとしての新株予約権60個(新株予約権の目的となる株式の数30,000株)を保有しております。なお、当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役光田好孝氏は、ダイヤモンドに関する豊富な学識経験及び大学運営や産学官連携に関わる豊富な経験並びに他社の社外取締役を務めてきた経験と幅広い見識を有していることから、独立的な立場からの当社の経営判断や研究開発への助言・提言及び取締役の職務執行の監督に適していると判断し、当社の社外取締役に選任しております。

当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の岡田宗久氏は、住友チタニウム株式会社(現株式会社大阪チタニウムテクノロジー)での常勤監査役業務経験と監査役としての職責を果たすための幅広い見識を有しており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断し、当社の社外監査役に選任しております。

当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の池見達穂氏は、日本アイ・ピー・エム株式会社の管理部門での業務経験と管理業務に関する幅広い見識を有しており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断し、当社の社外監査役に選任しております。

同氏は、ストック・オプションとしての新株予約権30個(新株予約権の目的となる株式の数15,000株)を保有しております。なお、当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の大松信貴氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有し、加えて上場企業の社外取締役(監査等委員)及び社外監査役としての経験と監査役としての職責を果たすための幅広い見識を有しており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断し、当社の社外監査役に選任しております。

当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、一般株主との利益相反が生じることのないように東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしており、また、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能及び役割についての判断をしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会の監督機能を強化するため、毎月あるいは随時開催される取締役会に出席して、それぞれの専門的見地から必要に応じて意見を述べるとともに、監査役と情報交換を行い、取締役の業務執行を監督しております。

また、ビジネス状況や関連する学術情報を入手し、各役員との面談等の方法により、コミュニケーションを図っています。

社外監査役は、毎月あるいは随時開催される監査役会及び取締役会に出席し、それぞれの専門的見地から必要に応じて意見を述べるほか、定期的に、会計監査人から会計監査に関する説明を受け、意見交換等を行っております。

また、各部門や内部監査室からの各種報告を受け、会計監査人との情報共有を図り、監査役会での十分な議論を踏まえて監査を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a 監査役会の組織・人員・役割分担

監査役の主な業務と役割分担等は以下のとおりです。

監査役は、常勤監査役（1名）と非常勤監査役（2名）の3名であり、監査役3名で監査役会を構成しています。監査役の主要な業務と役割分担は下記のとおりです。

項目	概要	常勤	非常勤
取締役の職務執行監査	代表取締役との定期的会合	○	○
	上記を除く業務執行取締役及び執行役員・部長への往査・面談・聴取	○	
取締役会の監視・監査	意思決定・監督業務の履行状況の監視・検証	○	○
取締役会以外の重要会議の監視・監査	意思決定・監督業務の履行状況の監視・検証	○	
会計監査	計算書類等に関する会計監査人から報告を受けた監査の方法・結果の相当性、及び会計監査人の独立性等の判断・検証。監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）に関する協議等	○	○
内部統制システムに係る監査	会社法の内部統制に関し、取締役の職務執行監査や重要会議の監視等を通じた確認（内部監査室との連携含む）	○	
	金融商品取引法の財務報告内部統制に関し、会計監査人及び内部監査室からの報告内容の確認・検証	○	○
	重要書類（稟議書等）の閲覧	○	

(注) : 常勤監査役が監査役会で適宜報告し、情報の共有を図っております。

b 監査役及び監査役会の主な活動状況

() 監査役会は月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計17回開催しました。当事業年度における監査役会及び取締役会への出席状況は下表のとおりです。

役職名	氏名	監査役会出席状況	取締役会出席状況
常勤監査役(社外)	岡田宗久	全17回中17回に出席(100.0%)	全21回中21回に出席(100.0%)
監査役	西野徳一	全17回中17回に出席(100.0%)	全21回中21回に出席(100.0%)
監査役(社外)	池見達穂	全17回中17回に出席(100.0%)	全21回中21回に出席(100.0%)

(注) 1. 監査役岡田宗久及び池見達穂は社外監査役であり、また、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

2. 監査役西野徳一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

() 監査役会では次のような決議、報告、協議を行っております。

決議事項	監査計画・職務分担、監査役会議長の選定、常勤監査役の選定、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性判断、会計監査人を再任することの適否、会計監査人の報酬同意、監査役会監査報告、監査役会規則の改定、監査役監査基準の改定等
報告事項	取締役及び執行役員・部長の職務執行状況の監査結果、重要会議出席結果、重要な書類の閲覧結果等
協議事項	監査役の報酬

() 監査役会の具体的な検討内容

監査役は監査役会が定めた監査の方針、監査計画及び職務分担等に則り、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、また、代表取締役との意見交換を実施するとともに、取締役等からその職務の執行状況の聴取、重要な書類の閲覧等の方法により監査を実施しております。

取締役会や執行部門に対し、必要に応じて監査役会としての意見を表明しております。

当事業年度においては、当社が東京証券取引所グロース市場に上場したことも踏まえ、上記監査活動をより実効性のあるものとするために、オンライン等を経由した手段も活用しながら、監査役間の連携や三様監査（監査役監査、会計監査人監査、内部監査）の連携に、従来以上に注力しました。そうした状況のもと、内部統制システムに係る監査には、取締役等との面談・意見交換等を通じて、精力的に取り組みました。

() 監査役監査の主な環境整備

取締役会での監査役会活動の定例報告	毎月の取締役会で監査役会活動の特記事項等を報告（監査役監査への理解と協力を深める一環）
代表取締役との定期的会合	年4回の頻度で実施
会計監査人との連携	四半期決算の報告以外にも監査上の主要な検討事項（KAM）の共有・協議や会計監査人による監査、監査役監査及び内部監査においてそれぞれが得た相互に有用な情報の交換・共有などを実施
内部監査室との連携	毎月1回の情報交換の実施、相互の監査結果の報告・情報共有などを実施

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査室（内部監査責任者1名、内部監査担当者2名の計3名で構成されております。）が、年間の内部監査計画に従い、社内の全部門を対象として内部統制の有効性及び業務の遂行状況に関する内部監査を実施し、代表取締役社長に内部監査結果を報告しております。

また、内部監査の実効性を確保するための取組として、毎月1回、監査役と内部監査室で情報共有等を行っているほか、取締役会で内部監査結果を報告しており、さらに、四半期に1回の頻度で、会計監査人、監査役会、内部監査室で情報共有や相互の監査結果の報告等を行っております。指摘事項については、担当部門との協議により、改善策を講じるとともにその後の状況を確認し、内部監査の実効性を確保しております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 継続監査期間

4年間

c 業務を執行した公認会計士

公認会計士 笹山 直孝（指定有限責任社員 業務執行社員）

公認会計士 仲 昌彦（指定有限責任社員 業務執行社員）

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他12名

e 監査法人の選定方針と理由

EY新日本有限責任監査法人は経験豊富な公認会計士を多数有し、充実した監査体制を備えていることのほか、当社事業への理解が深く、真摯に対応していただけると判断し、また、上場会社の監査に関して豊富な実績と経験があることから、EY新日本有限責任監査法人が適任であると判断し、選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査公認会計士等が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、監査公認会計士等からその職務執行について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
20,800	-	33,175	2,000

(注) 1. 当事業年度の当社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の監査証明書以外の業務(非監査業務)である株式売出目論見書に係るコンフォート・レター作成業務であります。

2. 当事業年度の監査証明業務に基づく報酬の額に、2022年3月期の追加報酬5,800千円が含まれております。

b 監査公認会計士等と同一のネットワーク(EYのメンバーファーム)に対する報酬(aを除く。)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

監査に要する工数及び単価を前年度比較や他社との比較を行うとともに、適切に監査が実行されていることを監査計画から判断し、適切な監査報酬であるかどうかを決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4)【役員の報酬等】

役員報酬等の額、又はその算出方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、2023年5月23日開催の取締役会で決議された取締役の報酬等に関する決定方針に基づき取締役会の決議により各取締役の報酬額を決定しております。なお、その算定方法等は、本人の職責及び実績を鑑みて決定しております。当社の取締役の報酬は固定報酬である基本報酬及び譲渡制限付株式報酬並びに役員賞与によって構成されており、業績連動報酬は導入していません。

取締役の報酬限度額は、2023年6月23日開催の定時株主総会において、非金銭報酬を除く取締役の金銭報酬の額を年額200,000千円以内(うち、社外取締役30,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役の非金銭報酬の額を年額60,000千円以内と決議されております。同決議時の当該定めに係る取締役は5名、本書提出日現在においては5名となっております。

監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議にて決定しております。

監査役の報酬限度額は、2021年11月18日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。同決議時の当該定めに係る監査役は3名、本書提出日現在においては3名となっております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の 員数(人)
		固定報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	67,600	67,600	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	4,100	4,100	-	1
社外取締役	6,800	6,800	-	2
社外監査役	13,000	13,000	-	2

(注) 上記固定報酬の額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額25,000千円(取締役に対し25,000千円)が含まれております。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、原則として投資株式の保有を行わないこととしております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容またはその変更等について適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、公益財団法人財務会計基準機構が行うセミナーに参加しております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,066,995	2,239,570
売掛金	137,988	229,085
製品	17,354	80,321
仕掛品	129,407	335,087
貯蔵品	24,680	40,200
前払費用	19,168	14,007
その他	22,959	23,971
流動資産合計	1,418,554	2,962,243
固定資産		
有形固定資産		
建物	202,582	996,323
減価償却累計額	41,301	70,591
建物(純額)	161,280	925,731
構築物	406	32,952
減価償却累計額	148	1,714
構築物(純額)	258	31,237
機械及び装置	1,210,205	1,329,253
減価償却累計額	1,043,672	1,320,590
機械及び装置(純額)	1,058,533	1,976,663
工具、器具及び備品	9,781	14,894
減価償却累計額	3,804	5,735
工具、器具及び備品(純額)	5,976	9,159
建設仮勘定	109,810	22,719
有形固定資産合計	1,335,860	2,965,512
無形固定資産		
ソフトウェア	5,367	4,942
その他	579	1,328
無形固定資産合計	5,946	6,270
投資その他の資産		
長期前払費用	3,556	5,398
繰延税金資産	11,553	34,948
差入保証金	42,083	42,083
投資その他の資産合計	57,192	82,430
固定資産合計	1,398,999	3,054,213
資産合計	2,817,554	6,016,457

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	18,311	23,089
1年内返済予定の長期借入金	89,784	118,424
未払金	96,358	151,762
未払費用	15,712	21,793
未払法人税等	88,784	371,342
前受金	3,178	957
預り金	3,543	5,639
賞与引当金	23,168	22,438
役員賞与引当金	18,000	25,000
その他	347	97
流動負債合計	357,188	740,545
固定負債		
長期借入金	350,054	231,630
退職給付引当金	1,707	10,874
資産除去債務	63,344	102,904
固定負債合計	415,105	345,409
負債合計	772,294	1,085,954
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,170	1,483,815
資本剰余金		
資本準備金	463,780	1,452,425
その他資本剰余金	560,990	560,990
資本剰余金合計	1,024,770	2,013,415
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	525,319	1,434,947
利益剰余金合計	525,319	1,434,947
自己株式	-	1,674
株主資本合計	2,045,259	4,930,502
純資産合計	2,045,259	4,930,502
負債純資産合計	2,817,554	6,016,457

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	1,562,260	1,270,217
売上原価		
製品期首棚卸高	13,352	17,354
当期製品製造原価	727,038	945,359
合計	740,390	962,713
製品期末棚卸高	17,354	80,321
製品売上原価	2,723,036	2,882,392
売上総利益	839,224	1,824,825
販売費及び一般管理費	3,4318,758	3,4543,897
営業利益	520,465	1,280,928
営業外収益		
受取利息	24	2,315
為替差益	29,045	29,588
その他	306	613
営業外収益合計	29,376	32,517
営業外費用		
支払利息	10,921	3,657
減価償却費	5,997	2,456
上場関連費用	4,752	11,891
株式交付費	293	14,715
その他	0	-
営業外費用合計	21,964	32,721
経常利益	527,877	1,280,724
特別利益		
固定資産売却益	5,653	5,-
特別利益合計	653	-
特別損失		
固定資産除却損	6,12,079	6,5,622
特別損失合計	12,079	5,622
税引前当期純利益	516,451	1,275,102
法人税、住民税及び事業税	97,832	388,869
法人税等調整額	43,801	23,395
法人税等合計	141,634	365,473
当期純利益	374,816	909,628

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		213,052	27.0	282,140	24.5
経費		576,171	73.0	868,898	75.5
当期総製造費用		789,224	100.0	1,151,039	100.0
仕掛品期首棚卸高		67,221		129,407	
合計		856,445		1,280,446	
仕掛品期末棚卸高		129,407		335,087	
当期製品製造原価		727,038		945,359	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
外注加工費(千円)	120,052	170,266
動力費(千円)	93,395	169,434
減価償却費(千円)	214,774	292,533
地代家賃(千円)	25,462	31,879
消耗品費(千円)	29,437	55,714

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	477,420	446,030	560,990	1,007,020	150,503	150,503	-	1,634,943	1,634,943
当期変動額									
新株の発行									
新株の発行(新株予約権の行使)	17,750	17,750		17,750				35,500	35,500
当期純利益					374,816	374,816		374,816	374,816
自己株式の取得									-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									-
当期変動額合計	17,750	17,750	-	17,750	374,816	374,816	-	410,316	410,316
当期末残高	495,170	463,780	560,990	1,024,770	525,319	525,319	-	2,045,259	2,045,259

当事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	495,170	463,780	560,990	1,024,770	525,319	525,319	-	2,045,259	2,045,259
当期変動額									
新株の発行	975,890	975,890		975,890				1,951,780	1,951,780
新株の発行(新株予約権の行使)	12,755	12,755		12,755				25,510	25,510
当期純利益					909,628	909,628		909,628	909,628
自己株式の取得							1,674	1,674	1,674
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									-
当期変動額合計	988,645	988,645	-	988,645	909,628	909,628	1,674	2,885,243	2,885,243
当期末残高	1,483,815	1,452,425	560,990	2,013,415	1,434,947	1,434,947	1,674	4,930,502	4,930,502

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	516,451	1,275,102
減価償却費	231,257	317,090
賞与引当金の増減額(は減少)	13,436	730
役員賞与引当金の増減額(は減少)	8,000	7,000
退職給付引当金の増減額(は減少)	350	9,167
受取利息	24	2,315
支払利息	10,921	3,657
上場関連費用	4,752	11,222
株式交付費	293	14,715
為替差損益(は益)	13,300	12,725
有形固定資産売却損益(は益)	653	-
有形固定資産除却損	12,079	5,622
売上債権の増減額(は増加)	37,495	91,096
棚卸資産の増減額(は増加)	67,297	284,166
仕入債務の増減額(は減少)	7,618	4,778
未収消費税等の増減額(は増加)	2,755	169
未払金の増減額(は減少)	14,606	30,246
前受金の増減額(は減少)	1,271	2,221
その他	2,194	26,221
小計	701,704	1,311,736
利息の受取額	24	2,315
利息の支払額	10,846	3,747
法人税等の支払額	55,882	126,079
営業活動によるキャッシュ・フロー	635,000	1,184,225
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	533,931	1,884,391
有形固定資産の売却による収入	3,600	-
無形固定資産の取得による支出	1,079	2,233
資産除去債務の履行による支出	780	-
差入保証金の差入による支出	12,815	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	545,005	1,886,624
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	190,000	-
長期借入金の返済による支出	202,344	89,784
リース債務の返済による支出	133	-
株式の発行による収入	-	1,937,265
新株予約権の行使による株式の発行による収入	35,206	25,323
自己株式の取得による支出	-	1,674
上場関連費用の支出	7,062	8,882
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,666	1,862,248
現金及び現金同等物に係る換算差額	13,300	12,725
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	118,961	1,172,574
現金及び現金同等物の期首残高	948,034	1,066,995
現金及び現金同等物の期末残高	1,066,995	2,239,570

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(1) 製品・仕掛品

総平均法

(2) 貯蔵品

個別法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～29年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 4年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における負担すべき支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、ダイヤモンド単結晶を工業材料として製造販売する単一事業として取り組んでおります。これら製品の販売については製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

国内の製品の販売については、主に「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合については、出荷基準で収益を認識しております。製品の輸出版売については、顧客との契約に基づいた貿易条件により、当該製品に対する危険負担が移転した時点で顧客が支配を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

- ・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産(純額)	11,553	34,948
(繰延税金負債と相殺 前の金額)	(25,799)	(59,367)

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている企業分類の判定を行い、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当事業年度において、税務上の繰越欠損金が解消されたことを踏まえて、企業分類を判定しております。

主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断は、企業分類の判定、将来の収益力に基づく課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存します。

課税所得の見積りは、取締役会により承認された事業計画を基礎としており、事業計画の主要な仮定は、販売数量予測に基づく売上高であり、予測にあたっては2022年11月に稼働を開始した島工場の更なる生産能力拡大を前提としております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の収益力に基づく課税所得の見積りの前提とした条件や仮定に変更などが生じた場合には翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「株式交付費」は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた293千円は、「株式交付費」293千円、「その他」0千円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「株式交付費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた2,487千円は、「株式交付費」293千円、「その他」2,194千円として組み替えております。

(追加情報)

当社は、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当事業年度の業績には大きな影響は出ておらず、将来においても影響は限定的であると仮定して、会計上の見積りを会計処理に反映しております。

(貸借対照表関係)

1 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
機械及び装置	55,550千円	55,550千円

2 当座借越契約

当社は、機動的な資金調達を行うため、金融機関との間に当座借越契約を締結しております。なお、当座借越契約に基づく事業年度末における借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
当座借越極度額の総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	-	-
差引借入未実行残高	100,000	100,000

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
棚卸資産評価損	10,372千円	10,689千円

3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.5%、当事業年度3.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99.5%、当事業年度96.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
役員報酬	39,980千円	55,000千円
給料手当	50,897	70,087
退職給付費用	37	1,418
支払手数料	32,056	79,466
研究開発費	54,297	97,821
減価償却費	1,629	3,516
業務委託費	41,887	57,060
賞与引当金繰入額	7,378	6,444
役員賞与引当金繰入額	18,000	25,000

4 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
研究開発費	54,297千円	97,821千円

5 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
機械及び装置	653千円	- 千円

6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物	7,671千円	5,508千円
機械及び装置	4,407	114
計	12,079	5,622

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2.	21,453	2,159,347	-	2,180,800
合計	21,453	2,159,347	-	2,180,800
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注)1. 当社は、2021年11月18日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 変動事由の概要

株式分割による増加 2,125,332株
新株予約権行使による増加 34,015株(株式分割前15株、株式分割後34,000株)

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	
	第5回新株予約権(注)2.3.	普通株式	100	9,900	10,000	-	
合計			-	-	-	-	

(注)1. 当社は、2021年11月18日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 第5回新株予約権の当事業年度増加は、株式分割によるものです。

3. 第5回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の権利行使期間の満了によるものです。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	2,180,800	443,700	-	2,624,500
合計	2,180,800	443,700	-	2,624,500
自己株式				
普通株式(注)2	-	77	-	77
合計	-	77	-	77

(注)1. 変動事由の概要

公募増資による新株式の発行による増加	360,000株
第三者割当による新株式の発行による増加	64,300株
新株予約権行使による増加	19,400株

2. 変動事由の概要

単元未満株式の買取りによる自己株式の増加	77株
----------------------	-----

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	
合計			-	-	-	-	

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金	1,066,995千円	2,239,570千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	1,066,995	2,239,570

【リース取引関係】

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1年内	-	24,000
1年超	-	651,225
合計	-	675,225

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社はダイヤモンド関連製品事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や第三者割当増資により調達しております。

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、一部外貨建てのものについては、為替変動のリスクに晒されております。差入保証金は、主に本社及び各工場の賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、すべてが1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。また、このうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を随時モニタリングし、信用リスクに係る情報を社内で共有するとともに、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動に係るリスク）

当社は、先物為替予約取引や金利スワップ取引を行っていませんが、日常的に為替相場や金利の変動状況を注視し、為替や金利の変動リスクに対して早期に適切な対策を実行できるようにすることで、為替や金利の変動リスクの軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、総務部において、適時に支払い予測を行うことなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち97.3%が特定の大口顧客3社に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	42,083	38,867	3,215
資産計	42,083	38,867	3,215
長期借入金(3)	439,838	438,777	1,060
負債計	439,838	438,777	1,060

(1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	42,083	38,154	3,928
資産計	42,083	38,154	3,928
長期借入金(3)	350,054	349,369	684
負債計	350,054	349,369	684

- (1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
(2) 「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
(3) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,066,077	-	-	-
売掛金	137,988	-	-	-
合計	1,204,065	-	-	-

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,238,616	-	-	-
売掛金	229,085	-	-	-
合計	2,467,702	-	-	-

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	89,784	118,424	83,550	66,900	46,940	34,240
合計	89,784	118,424	83,550	66,900	46,940	34,240

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	118,424	83,550	66,900	46,940	26,640	7,600
合計	118,424	83,550	66,900	46,940	26,640	7,600

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	38,867	-	38,867
資産計	-	38,867	-	38,867
長期借入金	-	438,777	-	438,777
負債計	-	438,777	-	438,777

当事業年度(2023年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	38,154	-	38,154
資産計	-	38,154	-	38,154
長期借入金	-	349,369	-	349,369
負債計	-	349,369	-	349,369

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローとリスクフリーレートを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

なお、当該退職一時金制度は、簡便法(期末要支給額の100%を退職給付債務とする方法)により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)
退職給付引当金の期首残高	1,357千円	1,707千円
退職給付費用	350	9,167
退職給付引当金の期末残高	1,707	10,874

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2022年 3月31日)	当事業年度 (2023年 3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,707千円	10,874千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,707	10,874
退職給付引当金	1,707	10,874
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,707	10,874

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前事業年度	350千円	当事業年度	9,167千円
----------------	-------	-------	-------	---------

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2015年6月10日	2016年1月29日	2016年10月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員2名	当社従業員4名	当社従業員9名
株式の種類及び付与数 (注1)	普通株式 22,500株	普通株式 5,000株	普通株式 7,500株
付与日	2015年6月17日	2016年2月1日	2017年1月1日
権利確定条件(注2)	付与日(2015年6月17日)以降、権利確定日(2017年6月22日)まで継続して勤務していること。	付与日(2016年2月1日)以降、権利確定日(2018年2月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2017年1月1日)以降、権利確定日(2019年1月1日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2015年6月17日 至2017年6月21日	自2016年2月1日 至2018年2月1日	自2017年1月1日 至2019年1月1日
権利行使期間	自2017年6月18日 至2022年6月17日	自2018年2月2日 至2023年2月1日	自2019年1月2日 至2024年1月1日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2017年5月29日	2018年6月26日	2019年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員7名	当社従業員8名	当社従業員7名
株式の種類及び付与数 (注1)	普通株式 17,000株	普通株式 5,000株	普通株式 6,000株
付与日	2017年7月1日	2018年7月1日	2019年7月1日
権利確定条件(注2)	付与日(2017年7月1日)以降、権利確定日(2019年7月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2018年7月1日)以降、権利確定日(2020年7月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2019年7月1日)以降、権利確定日(2021年7月1日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2017年7月1日 至2019年7月1日	自2018年7月1日 至2020年7月1日	自2019年7月1日 至2021年7月1日
権利行使期間	自2019年7月2日 至2024年7月1日	自2020年7月2日 至2025年7月1日	自2021年7月2日 至2026年7月1日

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	2019年6月18日	2020年3月31日	2020年6月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社監査役1名	当社従業員10名	当社取締役5名
株式の種類及び付与数 (注1)	普通株式 246,500株	普通株式 8,000株	普通株式 165,000株
付与日	2019年7月1日	2020年4月1日	2020年7月1日
権利確定条件(注2)	付与日(2019年7月1日)以降、権利確定日(2021年7月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2020年4月1日)以降、権利確定日(2022年4月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2020年7月1日)以降、権利確定日(2022年7月1日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2019年7月1日 至2021年7月1日	自2020年4月1日 至2022年4月1日	自2020年7月1日 至2022年7月1日
権利行使期間	自2021年7月2日 至2026年7月1日	自2022年4月2日 至2027年4月1日	自2022年7月2日 至2027年7月1日

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
決議年月日	2021年4月20日	2021年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員10名	当社取締役5名
株式の種類及び付与数 (注1)	普通株式 8,500株	普通株式 215,000株
付与日	2021年5月1日	2021年7月1日
権利確定条件(注2)	付与日(2021年5月1日)以降、権利確定日(2023年5月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2021年7月1日)以降、権利確定日(2023年7月1日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2021年5月1日 至2023年5月1日	自2021年7月1日 至2023年7月1日
権利行使期間	自2023年5月2日 至2028年5月1日	自2023年7月2日 至2028年7月1日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2021年11月18日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)、2023年4月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について以下の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (取得事由)
- 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役員
- イ. 当社又は当社子会社の従業員
- ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2023年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2015年6月10日	2016年1月29日	2016年10月28日
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	22,500	5,000	5,500
権利確定	-	-	-
権利行使	22,500	3,000	2,000
失効	-	2,000	-
未行使残	-	-	3,500

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2017年5月29日	2018年6月26日	2019年6月18日
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	15,000	4,000	5,500
権利確定	-	-	-
権利行使	10,000	500	-
失効	-	-	-
未行使残	5,000	3,500	5,500

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	2019年6月18日	2020年3月31日	2020年6月19日
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	8,000	165,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	8,000	165,000
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	245,000	-	-
権利確定	-	8,000	165,000
権利行使	57,500	1,500	-
失効	-	-	-
未行使残	187,500	6,500	165,000

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
決議年月日	2021年4月20日	2021年6月18日
権利確定前(株)		
前事業年度末	8,500	215,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	8,500	215,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 2021年11月18日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)、2023年4月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2015年6月10日	2016年1月29日	2016年10月28日
権利行使価格(円)	200	200	200
行使時平均株価(円)	-	4,460	4,358
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2017年5月29日	2018年6月26日	2019年6月18日
権利行使価格(円)	220	220	300
行使時平均株価(円)	4,460	4,460	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	2019年6月18日	2020年3月31日	2020年6月19日
権利行使価格(円)	300	300	300
行使時平均株価(円)	4,460	4,460	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
決議年月日	2021年4月20日	2021年6月18日
権利行使価格(円)	300	360
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

(注) 2021年11月18日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)、2023年4月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、純資産方式及びDCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-------------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 1,520,530千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | 310,928千円 |

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年 3月31日)	当事業年度 (2023年 3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	6,572千円	22,944千円
賞与引当金	7,094	6,870
資産除去債務	19,396	31,509
退職給付引当金	522	3,329
減価償却超過額	2,036	2,156
棚卸資産廃棄損	1,071	779
その他	8,501	23,286
繰延税金資産小計	45,196	90,877
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	19,396	31,509
評価性引当額小計 (注)	19,396	31,509
繰延税金資産合計	25,799	59,367

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	14,246	24,418
繰延税金負債合計	14,246	24,418
繰延税金資産純額	11,553	34,948

(注) 繰延税金資産から控除された額 (評価性引当額) に重要な変動が生じている当該変動の主な内容は、資産除去債務に係る評価性引当額が増加したものであります。

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年 3月31日)	当事業年度 (2023年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.1%
役員賞与損金不算入額	1.0%	- %
住民税均等割	0.6%	0.3%
税額控除	2.7%	2.8%
評価性引当額の増減	2.2%	1.0%
その他	0.0%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.4%	28.7%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社及び横江第1工場並びに横江第2工場の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

本社及び横江第1工場並びに横江第2工場については、使用見込期間を建物の耐用年数と見積り、割引率は当該使用見込期間に対応した国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	37,715千円	63,344千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	19,439	39,162
見積りの変更による増加額	6,959	-
時の経過による調整額	88	397
資産除去債務の履行による減少額	857	-
期末残高	63,344	102,904

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額6,959千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、前事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	製品の種類				合計
	種結晶	基盤及び ウエハ	光学部品及び ヒートシンク	工具素材	
地域					
国内	1,071	33,639	29,506	28,048	92,264
海外	1,452,262	13,462	-	4,271	1,469,995
顧客との契約から生じる 収益	1,453,333	47,101	29,506	32,319	1,562,260
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,453,333	47,101	29,506	32,319	1,562,260

(注) 地域は、仕向地を基礎として、国内又は海外に分類しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	製品の種類				合計
	種結晶	基盤及び ウエハ	光学部品及び ヒートシンク	工具素材	
地域					
国内	25,295	38,699	37,591	14,639	116,224
海外	2,556,210	28,824	-	5,958	2,590,992
顧客との契約から生じる 収益	2,581,506	67,523	37,591	20,597	2,707,217
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	2,581,506	67,523	37,591	20,597	2,707,217

(注) 地域は、仕向地を基礎として、国内又は海外に分類しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 6 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	100,493	137,988
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	137,988	229,085
契約資産（期首残高）	-	-
契約資産（期末残高）	-	-
契約負債（期首残高）	1,906	3,178
契約負債（期末残高）	3,178	957

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に、契約負債は前受金に含まれております。契約負債は、製品の引渡時に収益を認識する顧客との販売契約について、条件に基づき顧客から受け取った前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。前事業年度に認識された収益について、期首時点での契約負債に含まれていた金額は、1,906千円です。当事業年度に認識された収益について、期首時点での契約負債に含まれていた金額は、3,178千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、当初に予想される期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	種結晶	基板及びウエハ	光学部品及びヒートシンク	工具素材	合計
外部顧客への売上高	1,453,333	47,101	29,506	32,319	1,562,260

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

イスラエル	日本	インド	米国	その他	合計
410,656	336,643	389,987	316,185	108,788	1,562,260

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国別に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Lusix LTD.	410,079	ダイヤモンド単結晶関連事業
Sigma Carbon Technologies	387,413	ダイヤモンド単結晶関連事業
CBC株式会社	244,378	ダイヤモンド単結晶関連事業
Cornes Technologies USA	196,404	ダイヤモンド単結晶関連事業

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	種結晶	基板及びウエハ	光学部品及び ヒートシンク	工具素材	合計
外部顧客への売上高	2,581,506	67,523	37,591	20,597	2,707,217

2 地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：千円）

日本	イスラエル	インド	米国	その他	合計
809,938	680,566	539,774	505,636	171,302	2,707,217

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国別に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
CBC株式会社	687,713	ダイヤモンド単結晶関連事業
Lusix LTD.	680,566	ダイヤモンド単結晶関連事業
Sigma Carbon Technologies	532,967	ダイヤモンド単結晶関連事業
Cornes Technologies USA	444,856	ダイヤモンド単結晶関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等
前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
該当事項はありません。

- (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社
前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社 (注)1.	コーンズテクノロジー株式会社	東京都港区	1,000,000 千円	エレクトロニクス 関連機器、電子 部品、産業機材 関連機器、理化学 機器の販売・マ ーケティング・技 術支援、及びダイ ア成膜装置の設 計・開発・製造・ 販売	(被所有) 直接 9.9	当社機械及び装 置の製造、メン テナンス等	機械及び装置の 購入 (注)2.	296,368	未払金	-
その他の 関係会社 の子会社	Cornes Technologies USA (注)3.	米国 カリフォルニア 州	1,000 千ドル	北米商品 購買業務・新事 業開発、ダイア 成膜装置販売	-	当社製品の 販売	製品の販売 (注)4.	196,404	売掛金	36,417

(注)1. 2022年1月29日に新株予約権が行使されたことにより、コーンズテクノロジー株式会社の属性は主要株主ではなくなりました。取引金額については、主要株主であった期間も含めて記載しております。なお、その他の関係会社はCornes & Company Limitedであります。

2. 機械及び装置の購入における取引条件は、両者協議の上、契約等に基づき決定しております。

3. Cornes Technologies USAは、コーンズテクノロジー株式会社が議決権の100%を直接保有する会社であります。

4. 製品の販売は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等
前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	藤森直治	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接9.6	債務被保証	債務被保証(注)1.	19,350	-	-
						新株予約権の行使	新株予約権の行使(注)2.	20,000	-	-

(注) 1. 当社は、不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けております。

取引金額は、債務保証を受けている物件について当事業年度に支払った賃借料を記載しております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 2015年1月8日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された第4回新株予約権（ストック・オプション）について、当事業年度における新株予約権の行使を記載しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	藤森直治	-	-	当社代表取締役社長	被所有 直接 7.96%	債務被保証	債務被保証(注)1.	19,350	-	-
役員	高岸秀滋	-	-	当社専務取締役兼総務部長	被所有 直接 0.36%	新株予約権の行使	新株予約権の行使(注)2.	11,950	-	-

(注) 1. 当社は、不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けております。

取引金額は、債務保証を受けている物件について当事業年度に支払った賃借料を記載しております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 2015年6月10日開催の定時株主総会決議に基づき付与された第6回新株予約権（ストック・オプション）、2017年5月29日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された第9回新株予約権（ストック・オプション）及び2019年6月18日開催の定時株主総会決議に基づき付与された第12回新株予約権（ストック・オプション）について、当事業年度における新株予約権の行使を記載しております。

- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	187.57円	375.74円
1株当たり当期純利益	34.83円	72.47円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	69.21円

- (注) 1. 2021年11月18日付で普通株式1株につき100株の割合で、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2022年6月27日に東京証券取引所グロース市場へ上場したため、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	374,816	909,628
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	374,816	909,628
普通株式の期中平均株式数(株)	10,762,425	12,552,243
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	591,548
(うち新株予約権(千円))	(-)	(591,548)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権11種類(新株予約権の数1,398個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	-

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2023年2月10日開催の取締役会の決議に基づき、2023年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

2023年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,624,500株
株式分割により増加する株式数	10,498,000株
株式分割後の発行済株式総数	13,122,500株
株式分割後の発行可能株式総数	40,000,000株

分割の日程

基準日公告日	2023年3月14日
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年4月1日

1株当たりの情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、(1株当たり情報)に記載しております。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年4月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 8,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000株</u> とする。

定款変更の日程

効力発生日 2023年4月1日

(4) その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2023年4月1日以降、以下のとおりに調整いたしました。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第8回新株予約権	2016年10月28日	1,000円	200円

第9回新株予約権	2017年5月29日	1,100円	220円
第10回新株予約権	2018年6月26日	1,100円	220円
第11回新株予約権	2019年6月18日	1,500円	300円
第12回新株予約権	2019年6月18日	1,500円	300円
第13回新株予約権	2020年3月31日	1,500円	300円
第14回新株予約権	2020年6月19日	1,500円	300円
第15回新株予約権	2021年4月20日	1,500円	300円
第16回新株予約権	2021年6月18日	1,800円	360円

(譲渡制限付株式報酬制度の導入について)

当社は、2023年5月23日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年6月23日開催の当社第14回定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議し、本株主総会において決議されました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、当社の取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2022年6月28日開催の当社第13回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額200百万円以内(うち社外取締役30百万円以内)とし、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60百万円以内(うち社外取締役12百万円以内)として設定することにつき、株主の皆様にご承認をいただきました。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数36,000株(うち社外取締役7,200株)を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受け取る取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、2年以上で当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限

期間」という。))、当該取締役が割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。))。

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点において下記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(輸出貿易管理令の一部を改正する政令の施行による影響について)

経済産業省は、経済安全保障強化のため、「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」を制定し、2022年12月6日に施行され、その中に規制対象として半導体基板としての三酸化二ガリウム(Ga₂O₃)とダイヤモンドが追加されました。当社は、研究用基板のみならず主力製品の種結晶等についても、改正直後から関係機関や当局とコミュニケーションをとり、改正後の法令に則した対応等について確認をおこなって来ました。現時点ではこれらの取り扱いが未確定の状況であるため、2023年4月以降、一時的に種結晶製品等の輸出取引を保留しております。

現在行っている当局との折衝終了後は、これまでの経過及びやり取りの内容を踏まえ、種結晶を含む各製品のうち規制対象となるものについて、輸出許可の申請を行う予定です。ユーザーは引き続き当社製品の出荷を待っておりますので、現在進めている当局とのコミュニケーションの中で法令に則した適切な対応をとり、製品の出荷を可及的速やかに再開致したいと考えております。今後の状況により、当社の翌第1四半期会計期間及びそれ以降の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	202,582	801,116	7,375	996,323	70,591	31,703	925,731
構築物	406	32,545	-	32,952	1,714	1,565	31,237
機械及び装置	2,102,205	1,198,224	3,176	3,297,253	1,320,590	279,981	1,976,663
工具、器具及び備品	9,781	5,113	-	14,894	5,735	1,930	9,159
建設仮勘定	109,810	956,495	1,043,586	22,719	-	-	22,719
有形固定資産計	2,424,786	2,993,495	1,054,138	4,364,143	1,398,631	315,181	2,965,512
無形固定資産							
ソフトウェア	9,965	1,440	1,120	10,285	5,343	1,865	4,942
その他	579	793	-	1,372	44	44	1,328
無形固定資産計	10,544	2,233	1,120	11,657	5,387	1,909	6,270
長期前払費用	3,556	6,115	4,273	5,398	-	-	5,398

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは以下のとおりであります。

- (建物) 391,551千円 (島工場の建屋)
- 338,977千円 (島工場の新設設備工事)
- (機械及び装置) 561,271千円 (島工場の成長装置設置購入)
- 380,269千円 (島工場のイオン注入装置関連機器設置)
- 81,484千円 (島工場のレーザー装置設置購入)

2. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりです

- (建物) 4,240千円 (横江第2工場から島工場へ研磨室移転による除却)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	89,784	118,424	1.74	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	350,054	231,630	0.60	2025年1月31日～ 2028年9月20日
合計	439,838	350,054	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	83,550	66,900	46,940	26,640

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	23,168	22,438	23,168	-	22,438
役員賞与引当金	18,000	25,000	18,000	-	25,000

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】
現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	953
預金	
普通預金	1,063,422
外貨預金	1,173,312
別段預金	1,882
計	2,238,616
合計	2,239,570

売掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Cornes Technologies USA	109,342
CBC株式会社	82,999
Lusix LTD, 理化学研究所	30,578
日本電信電話株式会社	2,442
その他	650
合計	3,073
合計	229,085

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
137,988	2,150,580	2,059,484	229,085	90.0	31.2

製品

品目	金額(千円)
ダイヤモンド単結晶関連製品	80,321
合計	80,321

仕掛品

品目	金額(千円)
ダイヤモンド単結晶関連	335,087
合計	335,087

貯蔵品

区分	金額(千円)
工場消耗品等	40,200
合計	40,200

買掛金

相手先	金額(千円)
竹内工業株式会社	22,912
株式会社槌屋	115
株式会社ディアックス	61
合計	23,089

未払法人税等

相手先	金額(千円)
法人税等	340,259
外形標準	31,083
合計	371,342

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	579,680	1,269,016	2,103,471	2,707,217
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	272,796	649,652	1,047,812	1,275,102
四半期(当期)純利益 (千円)	197,196	460,156	727,170	909,628
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	17.83	38.3	58.8	72.47

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	17.83	20.29	20.43	13.91

(注) 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 公告掲載URL https://www.d-edp.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、当事業年度末現在において上場会社でなかったため金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
2022年5月20日近畿財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
2022年6月9日及び2022年6月17日近畿財務局長に提出。
2022年5月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 臨時報告書
2022年6月27日近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
2022年7月4日近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (4) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第13期）（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）2022年6月29日近畿財務局長に提出。
- (5) 四半期報告書及び確認書
（第14期第1四半期）（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月12日近畿財務局長に提出。
（第14期第2四半期）（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月11日近畿財務局長に提出。
（第14期第3四半期）（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）2023年2月10日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月26日

株式会社イーディーピー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーディーピーの2022年4月1日から2023年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーディーピーの2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の計上金額及び計上時期	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社イーディーピーが販売する製品は種結晶、基板及びウエハ、光学部品及びヒートシンク、工具素材の各種ダイヤモンド単結晶であり、当事業年度の売上高は、損益計算書に記載のとおり、2,707,217千円計上されている。</p> <p>注記事項「(重要な会計方針)6.収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、製品の国内販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合については、出荷時点で収益を認識している。また、製品の輸出販売については、顧客との契約に基づいた貿易条件により、当該製品に対する危険負担が移転した時点で顧客が支配を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識している。</p> <p>売上高は、経営者が重視する経営指標の一つであり、また財務諸表利用者の判断に与える影響が高い重要な経営指標の一つである。</p> <p>各製品の販売量は年々増加しており、当該販売取引は反復的かつ連続した多数の取引から構成されるため、取引金額が正しく記録されないことにより売上高の計上金額を誤るリスク及び販売取引が適時に記録されないことにより売上高の計上時期を誤るリスクが想定される。</p> <p>以上から、当監査法人は、売上高の計上金額及び計上時期を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、株式会社イーディーピーの売上高の計上金額及び計上時期を検討するため、主に以下の手順を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 売上高の認識プロセスに関連する内部統制について、主に生産部門及び経理部門における整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 売上高の計上金額及び計上時期の検討 売上高の計上金額及び計上時期を検討するため、主として以下の監査手順を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高が一定金額以上の取引及びサンプル抽出した取引に関して、受注の事実に係る根拠資料を入手のうえ、売上計上金額について当該資料に記載の金額と一致しているかどうか検証した。 ・売上高が一定金額以上の取引及びサンプルで抽出した取引に関して、国内販売は出荷時点に係る根拠資料を、輸出販売は履行義務が充足されると判断する根拠資料を入手のうえ、売上計上日について当該資料に記載の日付と一致しているかどうか検証した。 ・期末日の売上債権が一定金額以上の残高に関して、得意先から直接確認状を入手し、得意先が認識している債務額との照合を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。